

# 新 株 式 発 行 並 び に 株 式 売 出 届 出 目 論 見 書

平成 30 年 2 月  
ビープラッツ株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式158,100千円(見込額)の募集及び株式93,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式41,850千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年2月27日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ビープラッツ株式会社

東京都千代田区内神田三丁目2番8号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご参照下さい。

# 1. 事業の概要

## ■ ビジョン・沿革

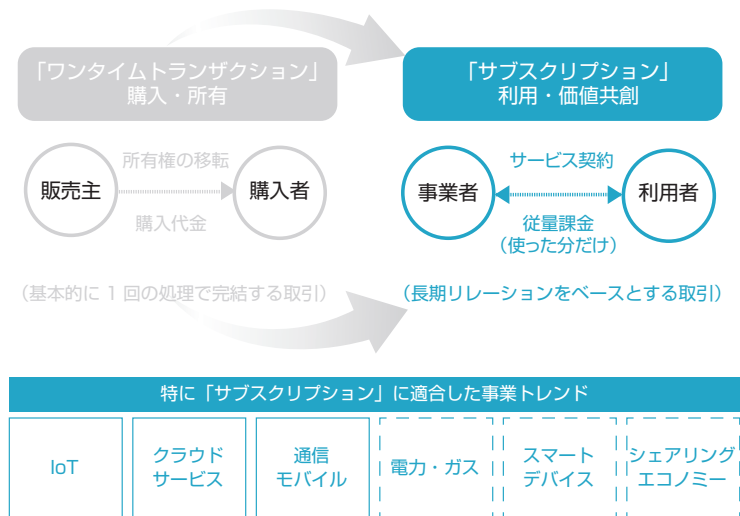
当社は、「ビジネスのプラットフォームをつくる」目的を社名に冠し、「サブスクリプションをすべてのビジネスに」というミッションのもと、「所有」から「利用」へといったライフスタイルの変化、それらを支えるクラウドコンピューティング、スマートフォンといった技術の進化によって加速するビジネスの変化、「モノ」から「コト」へといわれるIoT（Internet of Things、以下「IoT」という。）といった新たな潮流のなかビジネスを創造し変革する企業に向けて、事業構造の変化を支えるサブスクリプション（継続従量課金）のためのプラットフォームシステム「Bplats®（ビープラッツ）」の開発及びクラウドサービスとしての提供を行っております。

平成18年11月に東京都港区において、「情報基盤の創造によって、より豊かな社会の実現に貢献する」ことを理念として創業した当社は、一貫してサブスクリプションビジネスのためのプラットフォームシステム「Bplats®」の開発と提供を通じて、この課題に取り組んでまいりました。

当社は、各事業者がプラットフォームシステム「Bplats®」を活用することで、当社のノウハウを利用し本来の事業コアに集中できる環境を整えながら、効率的にサブスクリプションビジネスの創出・転換を行うことを加速させ、日本の各産業の成長に貢献することを事業の目的とするものであります。

【図1】当社が考える社会の変化・革新による事業構造の進化

### 当社が考える 社会の変化・革新による事業構造の進化



## ■ 市場の変化・サブスクリプション・新産業

「Bplats®」はこれまで、1. ビジネスモデルの変革が進む製造業のIoTへの取り組み、2. 技術革新が進むクラウドサービス、3. 規制緩和により市場が拡大する通信（MVNO<sup>\*1</sup>・光コラボレーション<sup>\*2</sup>）の3つの分野で、新事業の創出やビジネスの転換に取り組む大企業を中心に活用されてきました。

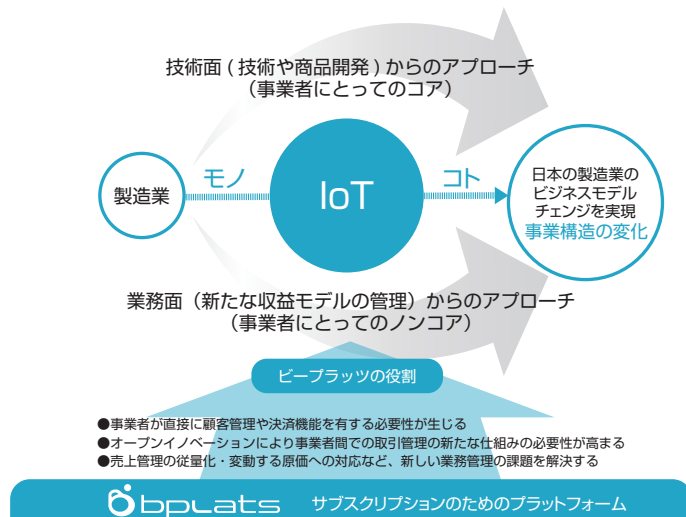
当社では、販売店・代理店のピラミッドで構成されるような大規模な売買エコシステム<sup>\*3</sup>の構築に向けた「Bplats®Channel Edition」、物理的なデバイス、クラウドコンピューティングやアプリケーションと、それらの供給・受給が複雑に関係し、事業者が「売り手でもあり買い手でもあり」販売者が「買い手でもあり売り手でもある」ようなより柔軟で有機的な売買モデルの構築が可能な「Bplats®Platform Edition」の、2つの「Bplats®」のラインナップを有しております。

この市場拡大への取り組みとして、特に「Bplats®Platform Edition」において、パートナー戦略（販売協力・OEM）を推進しております。

IoTをはじめとする新たな産業は、社会に対して様々な変革をもたらします。しかしながら、新産業による技術的な変化・革新については世間の耳目を集めることが多い一方、新産業が変革するビジネスの態様に対応しうる仕組み・情報基盤はまだ少なく、企業側も変化していくビジネスモデルに対応できていないのが現状であります。これらの仕組み・情報基盤には、技術的な変化・革新への対応のみならず、決済等の金融的な要素、商品・サービスの価格決定スキームや販売チャネルの構築といったビジネス要素が求められるため、個々の企業が独自に研究・開発するには、手間と試行錯誤の負担を強いるものとなります。一方、これらは新産業に携わろうとする各事業者において必須のものでありながらも、同時に各事業者のコアコンピタンスではありません。結果として、わが国において、新産業への期待の高まりや技術革新の進展に反し、ビジネス的な対応が遅れるケースが見られはじめると認識しております。

また、この観点から当社は「技術や商品開発の重要性の一方で、収益モデルにおいても重要なパラダイムシフトが生じるが、この点の研究・啓蒙が乏しい」という、産業界に徹底する課題を認識しており、商品・サービスの価格決定スキーム等を示される「プライシングサイエンス」の研究概念を提唱し、IoTをはじめとする新たな産業の収益モデルのための知識を体系化し、様々なツールを研究開発することを、各教育・学術機関と協力して進めております。

【図2】IoTビジネスに対する当社の役割



- ※1 無線通信回線設備を開設・運用せずに、自社ブランドで携帯電話やPHSなどの移動体通信サービスを行う事業者。
- ※2 東日本電信電話株式会社 (NTT東日本)・西日本電信電話株式会社 (NTT西日本) が提供しているブロードバンドサービス (アクセス回線)「フレッツ光」の提供を各事業者が受け、フレッツ光の速度・品質はそのままに各事業者が自社ブランドでアクセス回線サービスを行うこと。
- ※3 複数の企業が商品開発や事業活動などでパートナーシップを組み、互いの技術や資本を生かしながら、開発業者・代理店・販売店・宣伝媒体、更には消費者や社会を巻き込み、業界の枠や国境を超えて広く共存共栄していく仕組み。

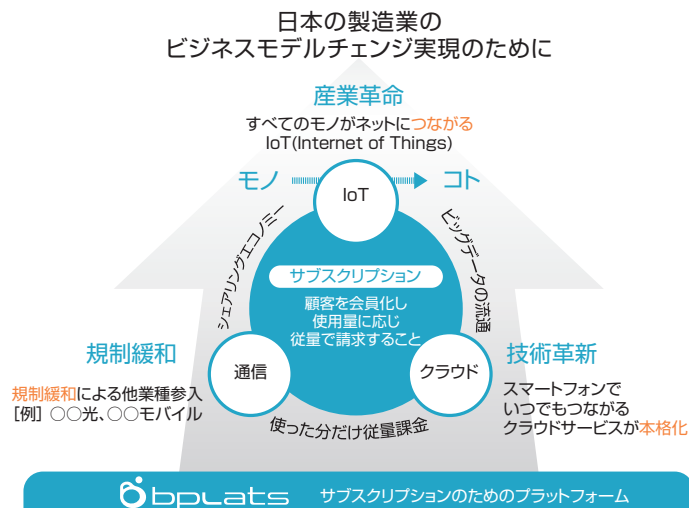
## 2. 事業の内容

### サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats®」

現在、当社においては次の3つの分野を中心に「Bplats®」を提供しております。

- ①「IoT」  
モノのインターネット化を進める製造業向け
- ②「クラウド」  
クラウド事業者向け、Microsoft Corporation等のクラウドを利用してサービスを提供する事業者向け
- ③「通信 (MVNO・光コラボレーション)」  
規制緩和が進む移動体通信のMVNO事業、FTTH固定回線※4の光コラボ事業者向け

【図3】当社の注力する3つの分野



※4 光ファイバケーブルを一般個人の家屋へ直接引き込んだネットワーク回線構成。

## ■ 当社の収益モデルの特徴

当社は「Bplats®」を中核製品とし、IoT、クラウド、通信（MVNO・光コラボレーション）分野を主要な事業領域としております。

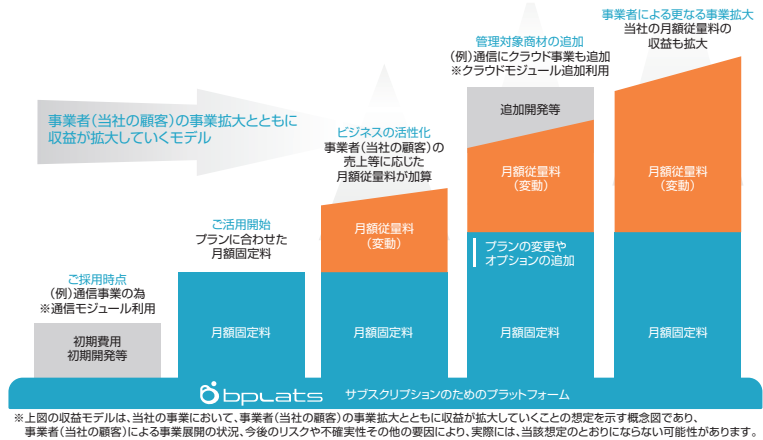
事業者は1つのサービス商材専用システムを開発するのではなく、参入するビジネスのための管理ノウハウの詰まった当社のプラットフォームをクラウドサービスとして活用することで、自社での開発や継続したシステムメンテナンスが不要となり、初期投資や固定費の削減、市場参入までのスピードを得ることが可能となります。サブスクリプションビジネスの特徴として、事業者にとってはストック型の継続収益が見込めるビジネスである一方、旧来の売買取引とは異なり、事業者が有する顧客との契約に基づいた料金の計算や請求といった煩雑な管理業務が発生するため、コスト増となりがちな課題部分について当社のプラットフォームを活用することで軽減することが可能となります。

当社は事業者向けのプラットフォームを提供し、月額固定使用料に加え、サービスの料金計算や管理の複雑さ等により設定した事業者の販売高に連動する従量型の利用料を収益として得ることになります。

また、当社のプラットフォームを事業者の基幹システムと連携する等の事業者毎の適応においては初期費用と追加対応費用としてスポットでの収益も得ております。

当社のプラットフォーム自体が様々なサービス商材への対応を増やしている点で、プラットフォームに参加する事業者も増えていくモデルとなっており、サービス商材と販売側の事業者が互いにn対n（多対多）で接続されていき、顧客数及び取扱規模を拡大することを計画しております。

【図4】 当社の収益モデル



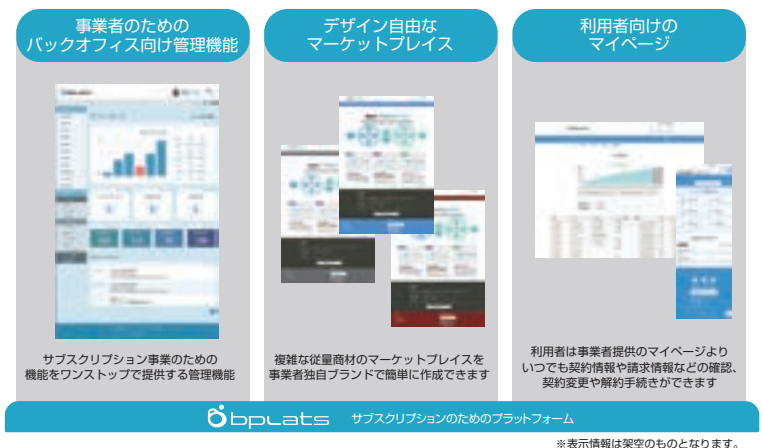
## ■ 当社製品の強み

### ① オールインワン型の統合プラットフォーム

当社の提供する「Bplats®」は、サブスクリプションビジネスを行う事業者向けの製品であり、1. バックオフィス向け管理機能<sup>※5</sup>、2. マーケットプレイス<sup>※6</sup>やマイページ<sup>※7</sup>といった販売向け・ユーザー向けフロント機能、3. 事業モデルを設計するための商流構築機能（B2Bチェーン機能）を備えております。

また、「Microsoft CSPモジュール<sup>※8</sup>・光コラボレーションモジュール」等、特定のビジネス向けの処理を行うための業態特化型モジュールを別に備えており、対応業種への事業参入が可能となっております。

【図5】 「Bplats®」の機能の一部



※5 Bplats®を導入した事業者が、利用者のサブスクリプション契約や請求等の処理・管理を行うためのオンラインで提供する管理者専用機能。  
 ※6 サブスクリプション販売の専用オンラインストアを利用できるBplats®の機能。  
 ※7 利用者がサブスクリプション契約状況や請求金額の確認、契約の変更や解約等の手続きをオンラインで行えるBplats®の機能。  
 ※8 ソフトウェアを構成する機能毎のひとつまとまりのことを指し、プログラムモジュールとも呼ぶ。

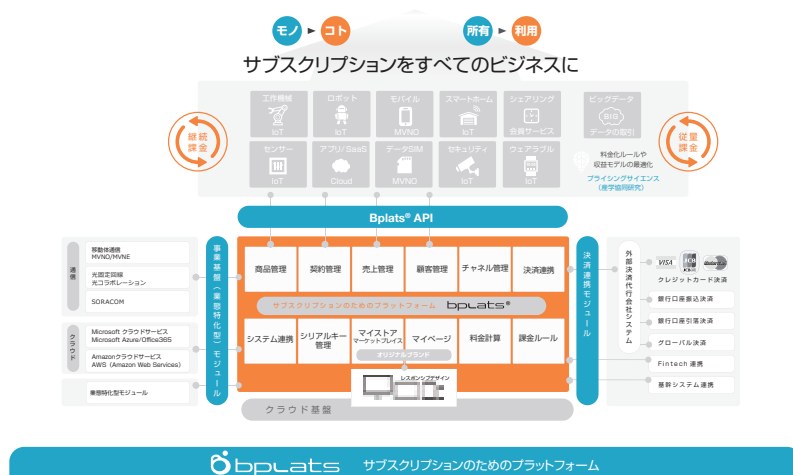
このように、ユーザー（利用者）に接し見積・販売や情報提供を行う機能から、注文の処理・契約管理や料金計算・請求・課金を行うバックオフィス機能までがひとつに統合され、更に事業モデル設計の機能も有することで、「Bplats®」は様々なサブスクリプション型のサービスを販売から管理まで一気通貫で行うことができ、サブスクリプションビジネスをワンストップで実現することができる、という特徴があるものと考えております。

一方、これと同時に必要な機能とモジュールのみを切り出し、また、必要なときに追加して活用いただくことができるようにも設計されており、これまで大企業で基幹システムにより管理されていることがみられた「売買情報」を中心とした仕組みに対し、サブスクリプションビジネスを管理するための「契約管理・顧客管理・料金計算・課金管理」等の管理や料金計算機能だけを、個別に基幹システムの補完機能として活用いただくことも可能になっております。

## ② 業態特化型モジュールを備え、事業参入を可能に

「Microsoft CSPモジュール・光コラボレーションモジュール・MVNOモジュール」等、特定のビジネス向けの処理を行うための業態特化型モジュールを別に備えていることにより、対応業域への事業参入を可能にしております。

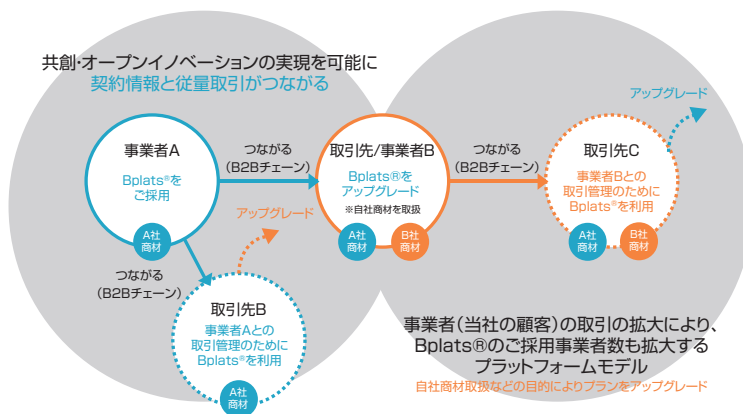
【図6】「Bplats®」の機能概念図



## ③ 複雑なビジネスモデルに対応し、事業変革・創出を支援

「Bplats®」が持つ、他の大きな特徴として、事業モデルの設計に伴う売買モデルを構築することが可能となる、商流構築機能があります。様々な事業モデルにおいて、売り手と買い手が1対1でしか相対しない、単純な「直販型モデル」が採用されることはまれであり、実際は既存の販売チャネルの移管、仕入と卸し等、売買のエコシステムが必要とされることはサブスクリプションビジネスにおいても同様であります。 「Bplats®」はこれら売買エコシステムの構築機能（B2Bチェーン機能）を有しております。また、特にIoT等の新産業においては、物理的なデバイス、クラウドコンピューティングやアプリケーションと、それらの供給・受給が複雑に関係し、事業者が「売り手でもあり買い手でもあり」販売者が「買い手でもあり売り手でもある」ような、特有のエコシステムが要求されます。これは、旧来のモノ売りに代表される、一方向的な卸売りのエコシステムとは概念の異なるものでありますが、このような有機的な売買モデルにおいても、B2Bチェーン機能で一気通貫的に構築・管理することが可能です。

【図7】当社のオープンイノベーション®の実現を可能とするビジネスモデル



※上図のビジネスモデルは、当社の事業において、事業者及び取引先とともに、オープンイノベーションの実現を可能とするための概念図であり、事業者及び取引先による事業展開の状況、今後のリスクや不確実性その他の要因により、実際には、当該概念のとおりにならない可能性があります。

※9 組織外の知識や技術を積極的に取り込むこと。

## 3. 今後の成長戦略について

### ① 製品開発への積極的な投資

製品開発に対する積極的な投資による、製品の付加価値化、新製品の開発を進めてまいります。当社事業の根幹となる製品開発に対する投資は、製品の付加価値化をもたらす、より多くの顧客を獲得するとともに、製品単価の向上等、より良好な収益構造の構築を可能にするものであり、既に顕在化しているニーズに対応するのみならず、更なる当社業域の拡大を目指すものであります。

### ② 主要事業領域での顧客数の増大・売上伸長

IoT、クラウド、通信の3つの主要事業領域において、既存事業の強化に加えて、AWSモジュール（Amazon Web Services, Inc.の製品とBplats®の連携モジュール）、SORACOMモジュール（株式会社ソラコム製の製品とBplats®の連携モジュール）等、業態特化型サービスの開発・投入を更に進めていくことで、顧客数・売上高の安定的かつ持続的な成長を目指して、事業を進めてまいります。

### ③ 戦略提携を通じた拡販力の強化

成長における時間効率とダイナミズムを実現するため、戦略提携を強化する方針であります。パートナー戦略（販売協力・OEM）を推進しているほか、パートナーと協力した海外市場への積極的な展開も目指してまいります。

### ④ 当社市場のさらなる拡大

「Bplats®」は利用モデルや業種に捉われなく活用していただけるシステムとなっており、「所有から利用へ」というサブスクリプション型のビジネスが、多くの産業において新しいビジネスの潮流となるなか、規制緩和が進む電力、ガスといった利用量課金型のサービス、また、シェアオフィスやカーシェアリング等に代表される「シェアリングエコノミー」型ビジネス、レンタルサービス、会員制サービス等、今後更に多くの分野でも「Bplats®」の採用が市場で拡大することを当社は期待しております。

## 4. 今後の経営方針と課題について

### ① IoTによる産業構造の変化と、それに対する当社への期待貢献

当社では、IoTによって各種メーカーの事業に、1. メーカーとエンドユーザーがサービスによって直接繋がる、2. このため、メーカーが決済機能を有する必要が生じる、3. これらメーカーとエンドユーザーの関係性の変化にその特性が合致する、サブスクリプション型ビジネスへの転換が進むという3つの構造的な変化がもたらされるものと想定しております。当社製品「Bplats®」はこれらの変化に追随可能なプラットフォームとして稼働実績を有しておりますが、今後より多くのニーズと顧客事業規模の拡大に追従するため、機能の強化と信頼性の更なる向上のために製品開発に積極的な投資を行う必要があることを課題と認識しております。

### ② 拡大する市場に対する対応

わが国においては、平成29年6月に閣議決定された新たな成長戦略である「未来投資戦略2017」において「第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット、シェアリングエコノミー等）」が掲げられております。当社のサブスクリプション事業の分野別売上高の構成は、第11期事業年度においてIoT分野18.5%、クラウド分野42.5%、通信分野36.9%、その他2.1%となっており、わが国におけるIoT市場の高まりに、当社も後押しされる形となっているものと考えております。このような経営環境のもと、当社「Bplats®」への潜在的なニーズは更に高まるものと認識しており、それら潜在したニーズに当社の認知度や市場への浸透力が対応しうるか、また、顕在化したニーズに対し商品力の強化・稼働環境の堅牢化や安定化が追従しうるか、ということが課題であると認識しております。

### ③ データ流通に対する取り組み

クラウド上に蓄積されたビッグデータをどう流通しビジネスとしていくか、その管理や決済を含む仕組み作りのニーズが今後高まっていくと当社は想定しております。既に当社製品「Bplats®」では、クラウドコンピューティングのみならず、その上で蓄積されたビッグデータの売買にも対応できる機能を備えておりますが、黎明期にあるこの市場のニーズは、実現手段としての機能のみならず、むしろ、無形のデータに対する値付けのルール等、より前段階のビジネス設計のための啓蒙的なニーズが非常に高いものと認識しております。当社は、これまで顧客と蓄積してきた先行的な知識をフィードバックし、これら新たな市場の拡大を加速する役割を期待されていることを課題として捉えており、商品・サービスの価格決定スキーム等に示される「プライシングサイエンス」の研究概念を提唱し、各教育・学術機関と協力して取り組みを進める経営方針を有しております。

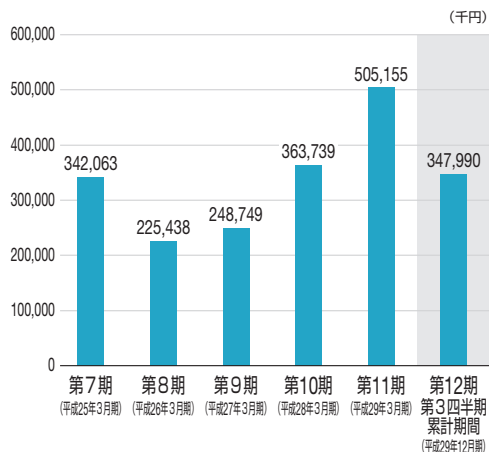
### ④ Fintechのうち決済機能の強化

当社製品「Bplats®」では、流通される商品に最大約1万項目のパラメータを設定し、1通貨単位以下で精緻に料金を算出できる機能を有しており、既に様々な顧客、特にクラウドコンピューティングの領域において利用されております。一方、現在当社が提供する決済手段においては、最低の取引単位が1通貨（1円）単位となるため、それ以下の計算結果は丸め処理を行っております。今後、仮想通貨の更なる普及等を背景に、1通貨単位を下回る取引（マイクロペイメント）や、実通貨以外の決済ニーズが高まっていくものと当社では想定しており、これらの領域を機能として取り込んでいく必要性を課題として認識しております。

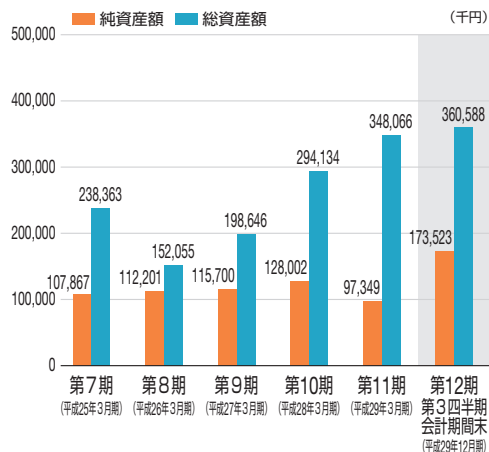




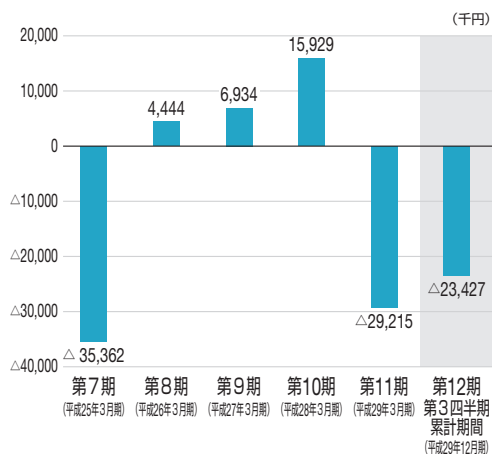
## 売上高



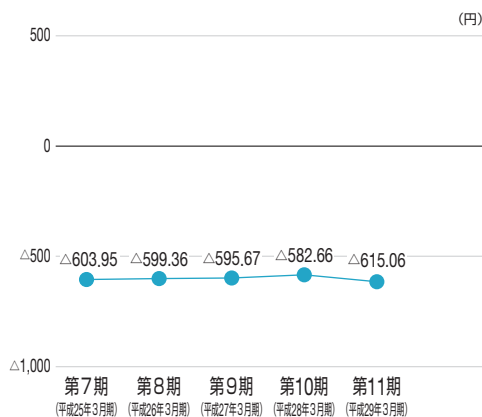
## 純資産額／総資産額



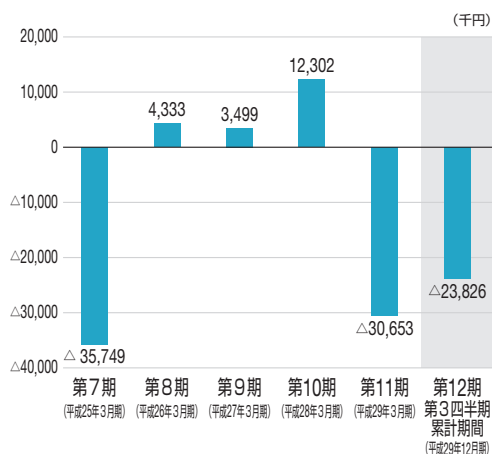
## 経常利益又は経常損失(△)



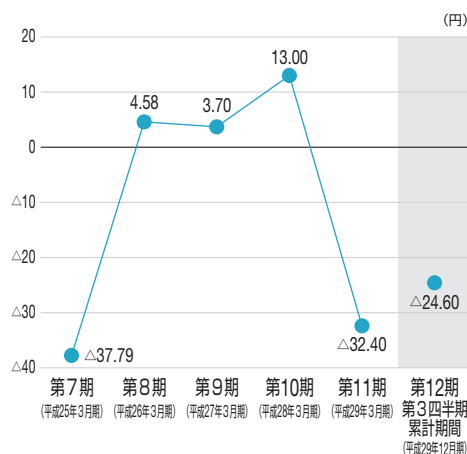
## 1株当たり純資産額



## 当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)



## 1株当たり当期純利益金額又は当期(四半期)純損失金額(△)



- (注) 1. 当社は、平成29年11月30日付で、普通株式1株につき20株の分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益金額又は当期(四半期)純損失金額(△)」の各グラフでは、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。
2. 上記「1株当たり純資産額」のグラフでは、A種優先株式及びB種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行株式】 .....	2
2 【募集の方法】 .....	3
3 【募集の条件】 .....	4
4 【株式の引受け】 .....	5
5 【新規発行による手取金の使途】 .....	6
第2 【売出要項】 .....	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 .....	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 .....	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	11
第二部 【企業情報】 .....	13
第1 【企業の概況】 .....	13
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	13
2 【沿革】 .....	15
3 【事業の内容】 .....	16
4 【関係会社の状況】 .....	20
5 【従業員の状況】 .....	20
第2 【事業の状況】 .....	21
1 【業績等の概要】 .....	21
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	24
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	25
4 【事業等のリスク】 .....	27
5 【経営上の重要な契約等】 .....	30
6 【研究開発活動】 .....	30
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	31
第3 【設備の状況】 .....	35
1 【設備投資等の概要】 .....	35
2 【主要な設備の状況】 .....	35
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	36

第4	【提出会社の状況】	37
1	【株式等の状況】	37
2	【自己株式の取得等の状況】	53
3	【配当政策】	54
4	【株価の推移】	54
5	【役員の状況】	55
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	57
第5	【経理の状況】	66
1	【財務諸表等】	67
第6	【提出会社の株式事務の概要】	110
第7	【提出会社の参考情報】	111
1	【提出会社の親会社等の情報】	111
2	【その他の参考情報】	111
第四部	【株式公開情報】	112
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	112
第2	【第三者割当等の概況】	116
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	116
2	【取得者の概況】	120
3	【取得者の株式等の移動状況】	125
第3	【株主の状況】	126
	監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月27日
【会社名】	ビープラッツ株式会社
【英訳名】	BPLATS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 健治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田三丁目2番8号
【電話番号】	03-3526-8111
【事務連絡者氏名】	取締役 宮崎 琢磨
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田三丁目2番8号
【電話番号】	03-3526-8111
【事務連絡者氏名】	取締役 宮崎 琢磨
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 158,100,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 93,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 41,850,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	100,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年2月27日開催の取締役会決議によっております。  
2. 発行数については、平成30年3月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。  
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
4. 上記とは別に、平成30年2月27日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

平成30年3月23日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年3月13日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	158,100,000	85,560,000
計(総発行株式)	100,000	158,100,000	85,560,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年2月27日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月23日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,860円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は186,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年 3月27日(火) 至 平成30年 3月30日(金)	未定 (注) 4	平成30年 4月 3日(火)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。  
発行価格は、平成30年3月13日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成30年3月23日に引受価額と同時に決定する予定であります。  
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。  
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年3月13日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年3月23日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年2月27日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年3月23日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成30年4月4日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込みに先立ち、平成30年3月15日から平成30年3月22日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。  
販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。



① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町四丁目 3 番18号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年 4 月 3 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番 1 号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目 6 番11号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麴町三丁目 3 番 6		
計	—	100, 000	—

- (注) 1. 平成30年 3 月13日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年 3 月23日)に元引受契約を締結する予定であります。  
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2, 000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
171,120,000	5,000,000	166,120,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,860円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額166,120千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限38,502千円と合わせて、全額をソフトウェア開発に係る設備資金として以下に充当する予定であります。

ソフトウェア開発

サブスクリプション事業の拡大を図るための自社プロダクト(Bplats®)の開発に係る資金として、平成31年3月期に全額を充当する予定であります。

資金の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年3月23日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下、「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	50,000	93,000,000	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund III, L.P. 18,700株  東京都港区 藤田健治 10,000株  東京都豊島区 篠崎明 8,000株  東京都千代田区 宮崎琢磨 8,000株  PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund III (B), L.P. 5,300株
計(総売出株式)	—	50,000	93,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,860円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 3月27日(火) 至 平成30年 3月30日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の本 店及び全国 各支店	東京都中央区日本橋一 丁目9番1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売  
出価格決定日(平成30年3月23日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の株式等の振替に関する業務規程に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様であります。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	22,500	41,850,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 22,500株
計(総売出株式)	—	22,500	41,850,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年2月27日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,860円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

##### (1) 【入札方式】

###### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 3月27日(火) 至 平成30年 3月30日(金)	100	未定 (注) 1	野村証券株式会社の 本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成30年3月23日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の株式等の振替に関する業務規程に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である藤田健治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年2月27日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 22,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成30年5月2日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成30年3月13日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年3月23日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年4月4日から平成30年4月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ売出人である藤田健治並びに売出人である篠崎明及び宮崎琢磨並びに当社株主である東京センチュリー株式会社、株式会社Showcase Capital、株式会社ネットワーク、Growth Tree Ltd、花輪正一、TKSパートナーズ株式会社、岩澤英樹、片山美枝子、任力及び斉藤純一は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年7月2日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨を合意しております。

また、売出人であるGlobis Fund III, L.P.及びGlobis Fund III (B), L.P.並びに当社株主であるNVCC 8号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年7月2日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成30年9月30日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年2月27日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者(東京センチュリー株式会社)及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。



## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高	(千円)	342,063	225,438	248,749	363,739	505,155
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	△35,362	4,444	6,934	15,929	△29,215
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	△35,749	4,333	3,499	12,302	△30,653
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	302,300	302,300	302,300	302,300	302,300
発行済株式総数						
普通株式	(株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
A種優先株式		12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
B種優先株式		14,800	14,800	14,800	14,800	14,800
純資産額	(千円)	107,867	112,201	115,700	128,002	97,349
総資産額	(千円)	238,363	152,055	198,646	294,134	348,066
1株当たり純資産額	(円)	△12,078.90	△11,987.29	△11,913.30	△582.66	△615.06
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	△755.80	91.61	73.99	13.00	△32.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	45.3	73.8	58.2	43.5	28.0
自己資本利益率	(%)	—	3.9	3.1	10.1	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	80,125	△14,135
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△58,411	△85,857
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	48,505	99,228
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	—	—	81,217	80,453
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	15 〔2〕	11 〔2〕	18 〔2〕	27 〔—〕	44 〔—〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第7期は、事業規模拡大に伴う人件費の増加等により経常損失及び当期純損失を計上しております。また、第11期は、事業規模拡大に伴う開発コストや従業員数の増加による人件費が増加したこと等により、経常損失及び当期純損失を計上しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は、平成29年9月15日開催の臨時株主総会決議により、平成29年9月20日付で普通株式2,000株の有償第三者割当増資を実施いたしました。また、平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これらの結果、本書提出日現在における発行済株式総数は1,009,480株となっております。
6. 1株当たり純資産額については、A種優先株式及びB種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
7. 当社は、平成29年9月20日付で、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式8,574株につき普通株式9,380株、B種優先株式1,020株につき普通株式1,020株を交付しております。また、その後平成29年9月20日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。加えて、当社は、平成29年11月1日付で、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。また、その後平成29年11月14日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。これらの結果、本書提出日現在におけるA種優先株式及びB種優先株式はいずれもありません。なお、当社は、平成29年11月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の規定を廃止しております。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施していないため記載しておりません。
9. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
10. 第7期及び第11期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
11. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
12. 第7期、第8期及び第9期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
13. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）については、[ ]内に年間の平均雇用人員数を外数で記載しております。
14. 主要な経営指標等の推移のうち、第7期、第8期及び第9期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査を受けておりません。
15. 第10期及び第11期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
16. 当社は、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を記載しております。
17. 当社は、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第7期、第8期及び第9期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額	(円)	△603.95	△599.36	△595.67	△582.66	△615.06
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	△37.79	4.58	3.70	13.00	△32.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

## 2 【沿革】

当社は、平成18年11月に東京都港区において販売課金プラットフォームをクラウドサービスとして提供することを目的とする会社として、「ビープラッツ株式会社」の商号で創業いたしました。

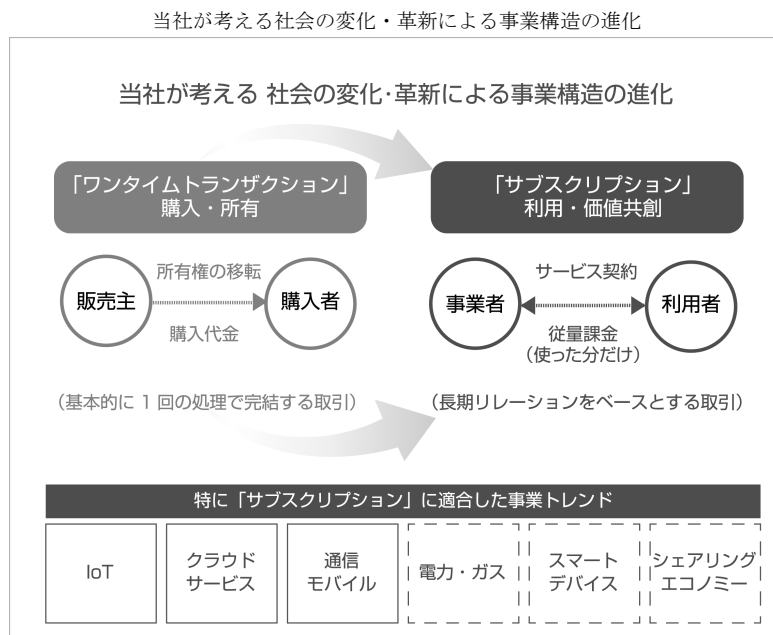
設立後の事業の推移等の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
平成18年11月	東京都港区にビープラッツ株式会社を設立
平成20年8月	本社を東京都千代田区に移転
平成21年9月	クラウドマーケットプレイスサービス（注1）「SaaSplats®」の提供開始
平成22年9月	サブスクリプションプラットフォーム（注2）「Bplats®」（現「Bplats® Channel Edition」）の提供開始
平成23年4月	楽曲等自主制作コンテンツの利用開発及び著作権管理を目的として、株式会社自主制作コンテンツ出版管理機構を設立（平成27年3月に解散）
平成26年12月	MVNO事業者（注3）向け「Bplats® for MVNO」の提供開始
平成27年4月	東日本電信電話株式会社（NTT東日本）、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）の光コラボレーション事業者（注4）向け「Bplats® for 光コラボ」の提供開始
平成28年4月	福岡県北九州市小倉北区に新たな開発拠点として「九州開発センタ」を開設
平成29年2月	ISO 9001:2015（品質マネジメント）（注5）及びISO/IEC 27001:2013（情報セキュリティマネジメント）（注6）の各認証を取得
平成29年3月	ISO/IEC 27017:2015（クラウドサービスセキュリティ）（注7）の認証を取得
平成29年6月	サブスクリプションプラットフォーム「Bplats® Platform Edition」の提供開始

- （注）
1. クラウド（主にSaaS）形態のサービスを主要な取り扱い対象としており、事業者が様々な分野の業務システムに関する情報収集、選定/導入を行えるWebサイトやサービス。
  2. 事業者が定期サービスや月額課金といった「サブスクリプション（定期継続）ビジネス」を運用を行うための統合プラットフォーム。
  3. 無線通信回線設備を開設・運用せずに、自社ブランドで携帯電話やPHSなどの移動体通信サービスを行う事業者。
  4. NTT東日本・NTT西日本が提供しているブロードバンドサービス（アクセス回線）「フレッツ光」の提供を各事業者が受け、フレッツ光の速度・品質はそのままに各事業者が自社ブランドでアクセス回線サービスを行う事業者。
  5. スイスのジュネーブに本部を置く非政府機関 International Organization for Standardization（ISO、国際標準化機構）が制定を行っている、品質マネジメントシステム（QMS）の国際規格。
  6. 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格。
  7. クラウドサービスの提供や利用に対して適用されるクラウドセキュリティの国際規格。

### 3 【事業の内容】

当社は、「ビジネスのプラットフォームをつくる」目的を社名に冠し、「サブスクリプションをすべてのビジネスに」というミッションのもと、「所有」から「利用」へとといったライフスタイルの変化、それらを支えるクラウドコンピューティング、スマートフォンといった技術の進化によって加速するビジネスの変化、「モノ」から「コト」へといわれるIoT（Internet of Things、以下「IoT」という。）といった新たな潮流のなかビジネスを創造し変革する企業に向けて、事業構造の変化を支えるサブスクリプション（継続従量課金）のためのプラットフォームシステム「Bplats®(ビープラッツ)」の開発及びクラウドサービスとしての提供を行っております。



当社のセグメント情報について、当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。当社の事業分野は次のとおりであります。

- ① 「IoT」  
モノのインターネット化を進める製造業向け
- ② 「クラウド」  
クラウド事業者向け、Microsoft Corporation等のクラウドを利用してサービスを提供する事業者向け
- ③ 「通信(MVNO・光コラボレーション)」  
規制緩和が進む移動体通信のMVNO事業、FTTH固定回線（注1）の光コラボ事業向け

当社の提供する「Bplats®」は、サブスクリプションビジネスを行う事業者向けの製品であり、1. バックオフィス向け管理機能（注2）、2. マーケットプレイス（注3）やマイページ（注4）といった販売向け・ユーザー向けフロント機能、3. 事業モデルを設計するための商流構築機能（B2Bチェーン機能）を備えております。

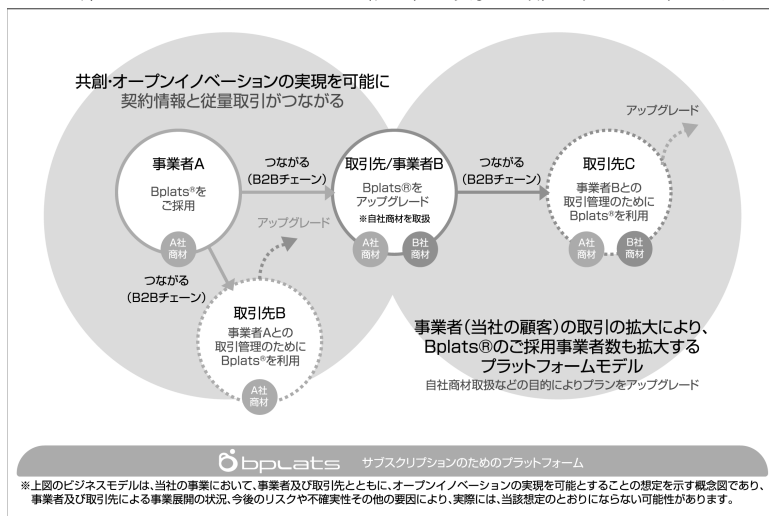
また、「Microsoft CSPモジュール（注5）・光コラボレーションモジュール・MVNOモジュール」等、特定のビジネス向けの処理を行うための業態特化型モジュールを別に備えており、対応業域への事業参入が可能になっております。

このように、ユーザー（利用者）に接し見積・販売や情報提供を行う機能から、注文の処理・契約管理や料金計算・請求・課金を行うバックオフィス機能までがひとつに統合され、更に事業モデル設計の機能も有することで、「Bplats®」は様々なサブスクリプション型のサービスを販売から管理まで一気通貫で行うことができ、サブスクリプションビジネスをワンストップで実現することができる、という特徴があるものと考えております。

一方、これと同時に必要な機能とモジュールのみを切り出し、また、必要なときに追加して活用いただくことができるようにも設計されており、これまで大企業で基幹システムにより管理されていることがみられた「売買情報」を中心とした仕組みに対し、サブスクリプションサービスを管理するための「契約管理・顧客管理・料金計算・課金管理」等の管理や料金計算機能だけを、個別に基幹システムの補完機能として活用いただくことも可能になっております。

また、「Bplats®」が持つ、他の大きな特徴として、事業モデルの設計に伴う売買モデルを構築することが可能となる、商流構築機能があります。様々な事業モデルにおいて、売り手と買い手が1対1でしか相対しない、単純な「直販型モデル」が採用されることはまれであり、実際は既存の販売チャネルの移管、仕入と卸し等、売買のエコシステム（注6）が必要とされることはサブスクリプションビジネスにおいても同様であります。また、「Bplats®」はこれら売買エコシステムの構築機能（B2Bチェーン機能）を有しております。また、特にIoT等の新産業においては、物理的なデバイス、クラウドコンピューティングやアプリケーションと、それらの供給・受給が複雑に関係し、事業者が「売り手でもあり買い手でもあり」販売者が「買い手でもあり売り手でもある」ような、特有のエコシステムが要求されます。これは、旧来のモノ売りに代表される、一方向的な卸売りのエコシステムとは概念の異なるものであります。このような有機的な売買モデルにおいても、B2Bチェーン機能で一気通貫的に構築・管理することが可能であります。

当社のオープンイノベーション（注7）の実現を可能とするビジネスモデル



「Bplats®」はこれまで、1. ビジネスモデルの変革が進む製造業のIoTへの取り組み、2. 技術革新が進むクラウドサービス、3. 規制緩和により市場が拡大する通信(MVNO・光コラボレーション)の3つの分野で、新事業の創出やビジネスの転換に取り組む大企業を中心に活用されてきました。

当社では、販売店・代理店のピラミッドで構成されるような大規模な売買エコシステムの構築に向けた「Bplats® Channel Edition」、物理的なデバイス、クラウドコンピューティングやアプリケーションと、それらの供給・受給が複雑に関係し、事業者が「売り手でもあり買い手でもあり」販売者が「買い手でもあり売り手でもある」ようなより柔軟で有機的な売買モデルの構築が可能な「Bplats® Platform Edition」の、2つの「Bplats®」のラインナップを有しております。この市場拡大への取り組みとして、特に「Bplats® Platform Edition」において、パートナー戦略（販売協力・OEM）を推進しております。

IoTをはじめとする新たな産業は、社会に対して様々な変革をもたらします。しかしながら、新産業による技術的な変化・革新については世間の耳目を集めることが多い一方、新産業が変革するビジネスの態様に対応しうる仕組み・情報基盤はまだ少なく、企業側も変化していくビジネスモデルに対応できていないのが現状であります。これらの仕組み・情報基盤には、技術的な変化・革新への対応のみならず、決済等の金融的な要素、商品・サービスの価格決定スキームや販売チャネルの構築といったビジネス要素が求められるため、個々の企業が独自に研究・開発するには、手間と試行錯誤の負担を強いるものとなります。一方、これらは新産業に携わろうとする各事業者において必須のものでありながらも、同時に各事業者のコアコンピタンスではありません。結果として、わが国において、新産業への期待の高まりや技術革新の進展に反し、ビジネス的な対応が遅れるケースが見られはじめるものと認識しております。

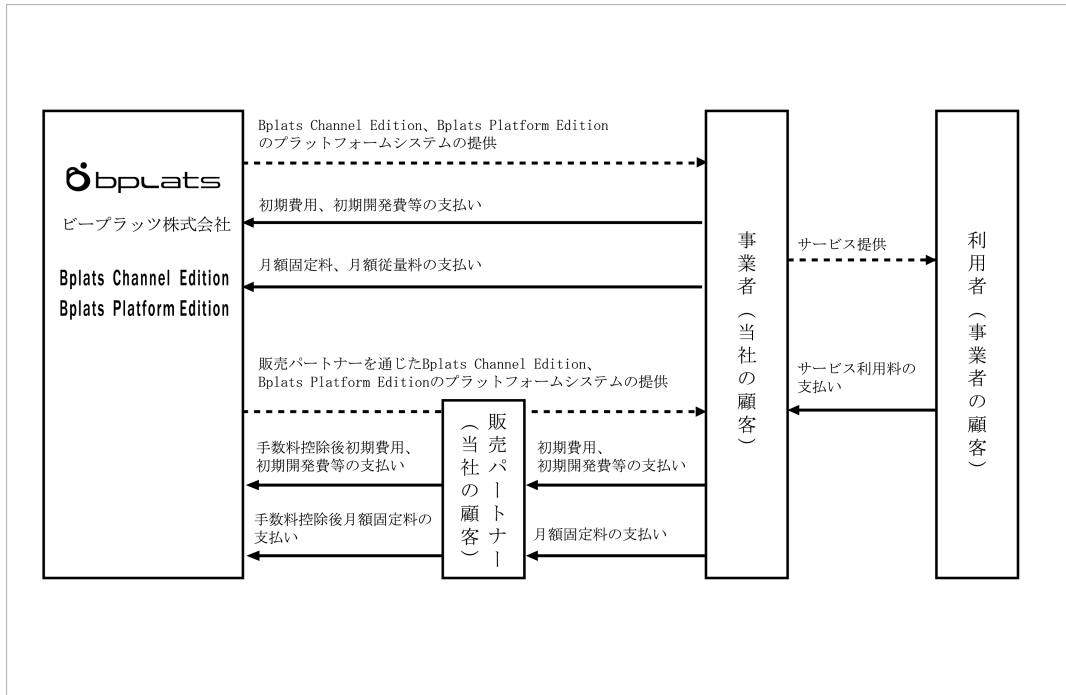
「ビジネスのプラットフォームをつくる」ことを社名に冠し、「情報基盤の創造によって、より豊かな社会の実現に貢献する」ことを理念として創業した当社は、一貫してサブスクリプションビジネスのためのプラットフォームシステム「Bplats®」の開発と提供を通じて、この課題に取り組んでまいりました。

当社は、各事業者がプラットフォームシステム「Bplats®」を活用することで、当社のノウハウを利用し本来の事業コアに集中できる環境を整えながら、効率的にサブスクリプションビジネスの創出・転換を行うことを加速させ、日本の各産業の成長に貢献することを事業の目的とするものであります。

また、この観点から当社は「技術や商品開発の重要性の一方で、収益モデルにおいても重要なパラダイムシフトが生じるが、この点の研究・啓蒙が乏しい」という、産業界に通底する課題を認識しており、商品・サービスの価格決定スキーム等に示される「プライシングサイエンス」の研究概念を提唱し、IoTをはじめとする新たな産業の収益モデルのための知識を体系化し、様々なツールを研究開発することを、各教育・学術機関と協力して進めております。

- (注)
1. 光ファイバケーブルを一般個人の家屋へ直接引き込んだネットワーク回線構成。
  2. Bplats®を導入した事業者が、利用者のサブスクリプション契約や請求等の処理・管理を行うためのオンラインで提供する管理者専用機能。
  3. サブスクリプション販売の専用オンラインストアを利用できるBplats®の機能。
  4. 利用者がサブスクリプション契約状況や請求金額の確認、契約の変更や解約等の手続きをオンラインで行えるBplats®の機能。
  5. ソフトウェアを構成する機能毎のひとまとまりのことを指し、プログラムモジュールとも呼ぶ。
  6. 複数の企業が商品開発や事業活動などでパートナーシップを組み、互いの技術や資本を生かしながら、開発業者・代理店・販売店・宣伝媒体、更には消費者や社会を巻き込み、業界の枠や国境を超えて広く共存共栄していく仕組み。
  7. 組織外の知識や技術を積極的に取り込むこと。

事業の系統図は、次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業セグメントの重要性が乏しく情報の記載を省略しているため、部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成30年1月31日現在

部門の名称	従業員数(名)
営業部門	12
開発部門	21
管理部門	8
合計	41

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。なお、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

平成30年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
41	35.0	2.70	4,824

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。なお、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第11期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度のわが国経済は、各種政策の効果等を背景に企業収益が好調に推移し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

また、当社を取り巻く事業環境としては、製造業を中心とした「モノのインターネット化」であるIoT（Internet of Things、以下「IoT」という。）事業への本格的な移行が加速してきており、それに関連してクラウド業界、通信（MVNO・光コラボレーション）業界含め様々な業界のサブスクリプション型ビジネスが活性化してきたものと認識しております。

このような環境の中、当社が注力するIoT、クラウド、通信（MVNO・光コラボレーション）の3つの重点領域を中心に、前年同期比38.9%増の売上高成長を実現いたしました。サブスクリプション事業の分野別売上高の構成について、当事業年度においてはIoT分野18.5%、クラウド分野42.5%、通信分野36.9%、その他2.1%となっており、主要な各領域における当社事業の概況は以下のとおりであります。

#### ①IoT

センサーやクラウドへのデータ蓄積、それを分析するAI（人工知能）やロボット等の技術面が市場を賑わせている中で、課金プラットフォームを中心とした事業化支援にフォーカスした当社の立ち位置が評価され、既存顧客の安定的な売上に加え、新規顧客の獲得にも成功しており、堅調に推移いたしました。

#### ②クラウド

最大手ベンダであるMicrosoft Corporationが従来のパッケージ型ビジネスからサブスクリプション型ビジネスへのシフトをグローバルに実施したこと等を背景に、システム連携を実現した販売管理システムの導入ニーズが一層高まってきているものと当社では認識しております。当社においても、システム連携や料金計算に適合したモジュールの開発を実施する等、市場トレンドに対して積極的に取り組んでまいりました。その結果、この領域においても、新規顧客の獲得を通じて堅調に推移いたしました。

#### ③通信（MVNO・光コラボレーション）

前事業年度末より開発に着手し、当事業年度より本格的に市場に投入した通信（MVNO・光コラボレーション）業界向けモジュールについては、既存顧客のビジネス成長に応じた月額従量料の成長に加え、新規顧客獲得にも貢献し、この領域における売上高成長を実現いたしました。

一方、業界特有に求められる機能要件への対応等、想定よりも通信（MVNO・光コラボレーション）業界向けモジュールの開発原価が増加した結果、利益の圧迫要因となりました。

また、当社重点領域での市場の更なる活性化を予測し、それら領域における当社事業の成長を支えるため、九州開発センタの立ち上げや、人材の採用といった体制の強化並びに開発力・社会的信用力の向上を目的としたISO 9001:2015（品質マネジメント）、ISO/IEC 27001:2013（情報セキュリティマネジメント）及びISO/IEC 27017:2015（クラウドサービスセキュリティ）の同時取得といった積極的な事業基盤の整備を行った結果、先行投資としてのコスト増が発生いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は505,155千円（前年同期比38.9%増）となり、営業損失は29,619千円（前年同期は15,647千円の営業利益）、経常損失は29,215千円（前年同期は15,929千円の経常利益）、当期純損失は30,653千円（前年同期は12,302千円の当期純利益）となりました。

第12期第3四半期累計期間（自平成29年4月1日至平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、各種政策の効果等を背景に企業収益や雇用情勢の改善が進み、景気は緩やかな回復基調が続いております。

また、当社を取り巻く事業環境としては、製造業を中心に「モノのインターネット化」であるIoTへの本格的な移行が加速してきており、それに関連してクラウド業界、通信業界含め様々な業界のサブスクリプション型ビジネスが活性化してきているものと認識しております。具体的には、サブスクリプション事業の分野別売上高の構成において、前事業年度においてはIoT分野18.5%、クラウド分野42.5%、通信分野36.9%、その他2.1%となっておりますが、当第3四半期累計期間においてはIoT分野25.0%、クラウド分野38.7%、通信分野34.3%、その他1.9%と変質しており、わが国におけるIoT市場の高まりに、当社も後押しされる形となっているものと考えております。

このような環境の中、6月より当社主力製品であるBplats®の新エディション「Bplats® Platform Edition」の販売を開始し、当第3四半期累計期間における新規顧客の初期費用、初期開発費用等の売上高については「Bplats® Platform Edition」が43.7%を占める等、新規顧客の獲得を含め順調な立ち上がりとなっております。更に、戦略提携の強化に取り組んだ結果、Bplats®を顧客向けに販売協力をいただくパートナー企業も前事業年度末の3社から8社に増加し、新たな拡販施策も開始しております。

また同時に、前事業年度より、九州開発センタの立ち上げ、ISO9001:2015（品質マネジメント）、ISO/IEC27001:2013（情報セキュリティマネジメント）及びISO/IEC27017:2015（クラウドサービスセキュリティ）の同時取得を含む企業運営基盤の強化にも、引き続き取り組んでまいりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は347,990千円となりましたが、費用を吸収するまでには至らず、営業損失は21,496千円、経常損失は23,427千円、四半期純損失は23,826千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、税引前当期純損失の発生や年度末の売上集中による売上債権の増加、運転資金としての長期借入れによる収入等により、前事業年度末に比べて764千円減少し、80,453千円（前年同期は81,217千円）となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、14,135千円（前年同期は80,125千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純損失の計上29,215千円（前年同期は15,929千円の税引前当期純利益の計上）、減価償却費の計上49,545千円（前年同期は43,195千円の計上）、売上債権の増加29,733千円（前年同期は16,486千円の減少）、仕入債務の減少14,735千円（前年同期は3,204千円の増加）等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、85,857千円（前年同期は58,411千円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出75,181千円（前年同期は57,184千円の支出）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、99,228千円（前年同期は48,505千円の収入）となりました。これは長期借入れによる収入150,000千円（前年同期は60,000千円の収入）、長期借入金の返済による支出50,772千円（前年同期は11,495千円の支出）によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

### (2) 受注実績

当社のサービス提供の実績は販売実績と一致しておりますので、受注実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

### (3) 販売実績

第11期事業年度及び第12期第3四半期累計期間における販売実績を事業別及びサービス別に示すと、次のとおりであります。

事業及びサービスの名称	第11期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第12期第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
サブスクリプション事業	457,345	150.4	333,935
初期費用・初期開発等	252,028	161.4	142,349
月額利用料等	205,317	138.9	191,586
その他の事業	47,810	80.0	14,054
合計	505,155	138.9	347,990

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度及び第12期第3四半期累計期間の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第11期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第12期第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
富士通株式会社	65,070	17.9	65,913	13.0	32,949	9.5
日本ネットワーク イネイプラー株式会社	8,177	2.2	38,759	7.7	35,065	10.1
株式会社光通信	43,074	11.8	33,766	6.7	24,377	7.0
リコージャパン 株式会社	6,600	1.8	27,400	5.4	36,109	10.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について、当社は主に以下の項目を認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) IoT (Internet of Things、以下「IoT」という。)による産業構造の変化と、それに対する当社への期待貢献

当社をとりまく経営環境について、当社では、IoTによって各種メーカーの事業に、1. メーカーとエンドユーザーがサービスによって直接繋がる、2. このため、メーカーが決済機能を有する必要が生じる、3. これらメーカーとエンドユーザーの関係性の変化にその特性が合致する、サブスクリプション型ビジネスへの転換が更に進むという3つの構造的な変化がもたらされるものと想定しております。当社製品「Bplats®」はこれらの変化に追従可能なプラットフォームとして稼働実績を有しておりますが、今後より多くのニーズと顧客事業規模の拡大に追従するため、機能の強化と信頼性の更なる向上のために製品開発に積極的な投資を行う必要があることを対処すべき課題と認識しております。

#### (2) 拡大する市場に対する対応

わが国においては、平成29年6月に閣議決定された新たな成長戦略である「未来投資戦略2017」において「第4次産業革命 (IoT、ビッグデータ、人工知能 (AI)、ロボット、シェアリングエコノミー等)」が掲げられております。当社のサブスクリプション事業の分野別売上高の構成は、第11期事業年度においてIoT分野18.5%、クラウド分野42.5%、通信分野36.9%、その他2.1%となっており、わが国におけるIoT市場の高まりに、当社も後押しされる形となっているものと考えております。このような経営環境のもと、当社「Bplats®」への潜在的なニーズは更に高まるものと認識しており、それら潜在したニーズに当社の認知度や市場への浸透力が対応しうるか、また、顕在化したニーズに対し商品力の強化・稼働環境の堅牢化や安定化が追従しうるか、ということが対処すべき課題と認識しております。

#### (3) データ流通に対する取り組み

クラウド上に蓄積されたビッグデータをどう流通しビジネスとしていくか、その管理や決済を含む仕組み作りのニーズが今後高まっていく経営環境となるものと当社は想定しております。既に当社製品「Bplats®」では、クラウドコンピューティングのみならず、その上で蓄積されたビッグデータの売買にも対応できる機能を備えておりますが、黎明期にあるこの市場のニーズは、実現手段としての機能のみならず、むしろ、無形のデータに対する値付けのルール等、より前段階のビジネス設計のための啓蒙的なニーズが非常に高いものと認識しております。当社は、これまで顧客と蓄積してきた先行的な知識をフィードバックし、これら新たな市場の拡大を加速する役割を期待されていることを対処すべき課題として捉えており、商品・サービスの価格決定スキーム等に示される「プライシングサイエンス」の研究概念を提唱し、各教育・学術機関と協力して取り組みを進める経営方針を有しております。

#### (4) Fintechのうち決済機能の強化

当社製品「Bplats®」では、流通される商品に最大約1万項目のパラメータを設定し、1通貨単位以下で精緻に料金を算出できる機能を有しており、既に様々な顧客、特にクラウドコンピューティングの領域において利用されております。一方、現在当社が提供する決済手段においては、最低の取引単位が1通貨 (1円) 単位となるため、それ以下の計算結果は丸め処理を行っております。今後、仮想通貨の更なる普及等を背景に、1通貨単位を下回る取引 (マイクロペイメント) や、実通貨以外の決済ニーズが高まっていく経営環境となるものと当社では想定しており、これらの領域を機能として取り込んでいく必要性を対処すべき課題として認識しております。

#### (5) 製品開発への積極的な投資

経営方針として、製品開発に対する積極的な投資による、製品の高付加価値化、新製品の開発を進めてまいります。当社事業の根幹となる製品開発に対する投資は、製品の高付加価値化をもたらし、より多くの顧客を獲得するとともに、製品単価の向上等、より良好な収益構造の構築を可能にするものであり、既に顕在化しているニーズに対応するのみならず、更なる当社業域の拡大を目指すものであります。

(6) 主要事業領域での顧客数の増大・売上伸長

IoT、クラウド、通信の3つの主要事業領域において、既存事業の強化に加えて、AWSモジュール（Amazon Web Services, Inc.の製品とBplats®の連携モジュール）、SORACOMモジュール（株式会社ソラコム製の製品とBplats®の連携モジュール）等、業態特化型サービスの開発・投入を更に進めていくことで、顧客数・売上高の安定的かつ持続的な成長を目指して、事業を進めてまいります。

(7) 戦略提携を通じた拡販力の強化

成長における時間効率とダイナミズムを実現するため、戦略提携を強化する方針であります。パートナー戦略（販売協力・OEM）を推進しているほか、パートナーと協力した海外市場への積極的な展開も目指してまいります。

(8) 当社市場の更なる拡大

「Bplats®」は利用モデルや業種に捉われることなく活用していただけるシステムとなっており、「所有から利用へ」というサブスクリプション型のビジネスが、多くの産業において新しいビジネスの潮流となるなか、規制緩和が進む電力、ガスといった利用量課金型のサービス、また、シェアオフィスやカーシェアリング等に代表される「シェアリングエコノミー」型ビジネス、レンタルサービス、会員制サービス等、今後更に多くの分野でも「Bplats®」の採用が市場で拡大することを当社は期待しております。

(9) システム技術・インフラの強化

当社が提供するプラットフォームビジネスは、お客様の契約情報、課金情報等を一元的に管理する目的から、システムの安定的な稼働及びクラウドサービスやIoT等の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対し、当社ではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じ他社が提供するサービスを利用し、技術革新にも迅速に対応できる体制構築に努めてまいります。

(10) 海外市場への展開

当社は、国内のみならず、今後IoT等を中心にサブスクリプション市場の拡大が見込まれる海外市場にいち早くプラットフォームを提供することが重要な課題であると考えております。現在、当社のプラットフォームを用いた日本国内企業の海外事業展開を実現させております。当社では、今後もより一層の事業拡大を実現させるべく、事業拡大に応じた内部体制の更なる強化、人員の確保及び育成を行い海外市場への更なる展開を行ってまいります。

(11) 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社の企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。組織体制につきましては、国内及び海外にて事業拡大に応じた内部体制の更なる強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関し、リスク要因となる可能性があると認識している主な事項を以下の項目に記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

##### (1) 事業環境に関するリスクについて

###### ① 情報サービス産業における技術革新について

当社が属する情報サービス産業においては、技術革新が激しくそれに伴う市場ニーズの変化に迅速に対応することが求められております。当社としても、技術革新に応じたシステムの拡充・改善及び事業戦略の修正等を迅速に行う必要があるものと考えており、システム開発並びに企業運営においても相応の体制を敷いております。

しかしながら、技術変化の方向性を予測・認識できない場合や、事業環境の変化等により顧客企業のIT投資ニーズが急速かつ大きく変化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ② 情報セキュリティリスクについて

当社では、サービス提供において、業務上、顧客企業が保有する個人情報や顧客企業の機密情報を知り得る場合があります。このため、当社では情報セキュリティ体制の強化に努めるとともに、平成29年2月にISO/IEC 27001:2013（情報セキュリティマネジメント）及び平成29年3月にISO/IEC 27017:2015（クラウドサービスセキュリティ）の規格に適合する証明を取得しております。しかしながら、コンピュータウイルス、不正アクセス、人為的過失、あるいは顧客システムの運用障害、その他の理由により、これらの機密情報の漏洩が発生した場合、顧客企業等からの損害賠償請求や当社の信用失墜の事態を招き、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ③ 競合について

当社が属する情報サービス産業においては、一般的に激しい企業間競争が発生しやすい環境にあります。当社は製品における独自性・先行優位性を活かして事業を推進していく所存ではありますが、将来において当社の製品が顧客のニーズに合致せず、市場から受け入れられない場合には事業計画どおりの売上を達成できず、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 事業内容に関するリスクについて

###### ① サブスクリプション事業への依存について

当社の売上高は、主たる事業であるサブスクリプション事業に依存しており、サブスクリプション管理システムの需要が国内・海外において成長を維持すると見込んでおりますが、事業環境の変化等への対応が適切でない場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ② 解約等のリスクについて

当社主力製品であるサブスクリプションプラットフォーム「Bplats®」の利用契約において、利用期間は基本的に1年間としておりますが、その後、顧客の意思に従って契約の更新又は解約がなされます。当社としては顧客に「Bplats®」の利用を継続いただけるよう、顧客ニーズの継続的な把握及び当該ニーズを反映するための機能改善開発に取り組んでおります。しかしながら、顧客の事業変化等により、当社製品のニーズが低くなり解約数が増加した場合や、顧客である事業者の販売高に連動する従量型の利用料が想定どおりに増加しない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 製品の不具合の発生による影響について

当社は、平成29年2月にISO 9001:2015（品質マネジメント）を取得し、これに基づく品質管理基準に従って不具合等の発生防止に最大限の注意を払っております。しかしながら、当社製品の不具合により顧客が損害を被った場合、損害賠償請求を受けたり、当社に対する信頼性の喪失により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 業績の季節変動について

わが国においては、商習慣上3月を期末月とする企業が多く、当社製品は企業向けに事業転換・事業創出を支援するものであることから、当社顧客は新年度である4月に向けて、3月までに当社製品の導入を求める例が多くみられます。そのため、当社の売上高は、当社の第4四半期（1月から3月まで）、特に3月に偏在する傾向があり、特定の四半期業績のみをもって当社の通期業績見通しを判断することは困難であります。また、当社の期末月でもある3月に売上計上を計画する案件については、販売パートナーや当社顧客の業務その他の要因により、売上計上の実施が4月以降となる等の変更が生じる可能性があります。これらの事項は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製品の開発及びシステムの運用等に関連するリスクについて

① 製品の開発について

当社は、主力製品であるサブスクリプションプラットフォーム「Bplats®」に代表される製品群の開発・維持に係る投資を継続的に行っておりますが、これらの開発においては、計画どおりの品質を確保できない場合や、開発計画の遅延等によりコスト増大の可能性があります。また、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、生産能力の確保、コスト効率化、技術力・ノウハウの活用のため複数の業務委託会社を活用しておりますが、期待した生産性や品質が維持できない可能性があります。当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② システム障害について

当社の事業はネットワーク環境、特にインターネットへの依存度が高くなっており、当社においては、インターネット並びに所定のネットワーク環境下で「Bplats®」をはじめとする当社製品群を収容するシステムを安定的かつ継続的に運用していくことが要求されます。当社では、システム障害の発生防止のために、システムの冗長化、脆弱性検査、不正アクセス防御等の対策を講じておりますが、これらの対策を講じているにも拘わらず、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバー等ネットワーク機器に作動不能等の障害が発生する可能性があります。これらの障害が発生した場合には、システムの作動不能や欠陥等に起因する取引の停止等について、システムへの信頼性の低下を招き、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業運営体制について

① 特定経営者への依存について

代表取締役社長である藤田健治は、当社の創業以来代表取締役を務めております。同人は、経営方針や事業戦略の決定をはじめ、各部門の事業推進、外部との折衝等において重要な役割を果たしております。当社は、同人に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、組織の体系化、人材の育成及び強化並びに権限の委譲等組織的な事業運営に注力しておりますが、同人が何らかの理由により業務執行できない事態となった場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保及び育成について

当社は現時点において小規模な組織であるため、当社の事業活動にあつては人材への依存度が大きく、今後更なる事業拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保・育成が必要であると考えております。しかしながら必要な人材の確保及び育成が想定どおりに進まない場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。



### ③ 内部管理体制について

当社は、今後更なる事業拡大を図るために、内部管理体制についても一層の充実を図ることが必要不可欠と考えております。しかしながら、事業拡大により、内部管理体制の構築が追いつかない事態が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) その他

### ① 配当政策について

当社では、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、当事業年度までの過去において配当を行っておりません。当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、毎期の経営成績並びに繰越利益剰余金のマイナスを含む財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

### ② 調達資金の使途について

当社の公募増資による調達資金の使途については、全額をソフトウェア開発に充当する計画であります。しかしながら、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化に対応するため、調達資金を予定外の使途に充当する可能性があります。また、予定どおりの使途に充当された場合でも、想定どおりの効果を上げることができず、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ ベンチャーキャピタル等の株式所有割合に伴うリスクについて

当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）の当社株式の所有割合は、本書提出日現在35.4%であります。当社の株式上場後において、当社株式の株価推移によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

### ④ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためのストック・オプションを発行する可能性があり、現在付与している新株予約権等に加え、今後付与される新株予約権等について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は107,000株であり、発行済株式総数1,009,480株の10.6%に相当しております。

### ⑤ 繰越欠損金について

当社は、事業拡大のための積極的な人材投資等を行ってきたことから、最近5事業年度では第7期事業年度及び第11期事業年度において当期純損失を計上しており、第11期事業年度末日現在において355,440千円の繰越欠損金（税務上。以下本項において同じであります。）が存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であるため、繰越欠損金を利用することにより将来の税額を減額することができます。しかしながら繰越欠損金の利用額と利用期間には、税務上、一定の制限も設けられております。よって計画どおりに課税所得が発生しない場合、繰越欠損金を計画どおり利用できないこととなるため、通常の税率に基づく法人税等が課税されることになり、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第11期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第12期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は3,752千円であります。

平成29年8月より収益モデルが複雑化する新産業において、合理的な料金化ルールや収益モデルを示唆するための研究領域「プライシングサイエンス」を提唱し、北九州市立大学と共同研究を開始しております。

なお、当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

その他重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

### (2) 財政状態の分析

第11期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

#### ①資産

当事業年度末の総資産は、前年同期末比53,932千円増の348,066千円となりました。これは、流動資産が売上高の増加に伴う売掛金の増加等により前年同期末比18,915千円増の197,680千円となったこと及び固定資産がソフトウェア開発に伴う無形固定資産の増加等により前年同期末比35,017千円増の150,386千円となったことによるものであります。

#### ②負債

1年内返済予定の長期借入金の増加等により流動負債が前年同期末比27,271千円増の145,283千円となったこと及び長期借入金の増加等により固定負債が前年同期末比57,313千円増の105,433千円となった結果、負債合計は前年同期末比84,585千円増の250,717千円となりました。

#### ③純資産

当期純損失の計上により、純資産については前年同期末比30,653千円減の97,349千円となりました。

第12期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

#### ①資産

当第3四半期会計期間末の総資産は360,588千円となり、前事業年度末に比べ12,521千円の増加となりました。これは主に現金及び預金が41,378千円増加、売掛金が41,696千円減少、ソフトウェアが28,725千円減少し、ソフトウェア仮勘定を46,373千円計上したこと等が要因であります。

#### ②負債

当第3四半期会計期間末の負債合計は187,064千円となり、前事業年度末に比べ63,652千円の減少となりました。これは主に買掛金が5,781千円減少、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く。）が56,163千円減少したこと等が要因であります。

#### ③純資産

当第3四半期会計期間末の純資産合計は173,523千円となり、前事業年度末に比べ76,173千円の増加となりました。これは第三者割当増資の払込みにより、資本金が50,000千円増加、資本準備金が50,000千円増加したこと、利益剰余金のマイナスが23,826千円増加したことが要因であります。

### (3) 経営成績の分析

第11期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度の業績等の概要は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。当社の中長期的な事業戦略に基づき当事業年度に実施しました諸施策に係る分析すると、以下のとおりであります。

#### ①売上高

当社が注力するIoT（Internet of Things、以下「IoT」という。）、クラウド、通信(MVNO・光コラボレーション)の3つの重点領域を中心に、既存顧客の安定的な売上に加え、新規顧客の獲得にも成功しており堅調に推移した結果、前年同期比141,415千円増の505,155千円となりました。

#### ②売上原価、売上総利益

通信業界特有に求められる機能要件への対応等の結果、売上原価が前年同期比91,893千円増の256,813千円となり、売上総利益は前年同期比49,521千円増の248,342千円となりました。

#### ③販売費及び一般管理費、営業損失

当社事業の成長を支えるため、九州開発センタの立ち上げや大幅な人材の採用といった体制の強化並びにISO 9001:2015（品質マネジメント）、ISO/IEC 27001:2013（情報セキュリティマネジメント）及びISO/IEC 27017:2015（ISMSクラウドセキュリティ）の認証取得等の積極的な事業基盤の整備を行った結果、販売費及び一般管理費は前年同期比94,789千円増の277,961千円となり、営業損失は29,619千円となりました（前年同期は15,647千円の営業利益）。

#### ④営業外損益、経常損失

補助金収入等の結果、営業外収益は前年同期比1,365千円増の2,771千円、支払利息の増加等により営業外費用は前年同期比1,244千円増の2,368千円となり、その結果、経常損失は29,215千円となりました（前年同期は15,929千円の経常利益）。

#### ⑤特別損益、当期純損失

特別損益は該当ありません。法人税、住民税及び事業税の減少等の結果、当期純損失は30,653千円となりました（前年同期は12,302千円の当期純利益）。

第12期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

6月より当社主力製品であるBplats®の新エディション「Bplats® Platform Edition」の販売を開始し、新規顧客の獲得を含め順調な立ち上がりとなっております。更に、戦略提携の強化に取り組み、新たな拡販施策も開始しております。

これらの結果、当第3四半期累計期間における売上高は347,990千円となりましたが、費用を吸収するまでには至らず、営業損失は21,496千円、経常損失は23,427千円、四半期純損失は23,826千円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

第11期事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、税引前当期純損失の発生や年度末への売上集中による売上債権の増加、運転資金としての長期借入れによる収入等により、前事業年度末に比べて764千円減少し、80,453千円(前年同期は81,217千円)となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は、14,135千円(前年同期は80,125千円の収入)となりました。これは主に税引前当期純損失の計上29,215千円(前年同期は15,929千円の税引前当期純利益の計上)、減価償却費の計上49,545千円(前年同期は43,195千円の計上)、売上債権の増加29,733千円(前年同期は16,486千円の減少)、仕入債務の減少14,735千円(前年同期は3,204千円の増加)等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、85,857千円(前年同期は58,411千円の支出)となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出75,181千円(前年同期は57,184千円の支出)によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は、99,228千円(前年同期は48,505千円の収入)となりました。これは長期借入れによる収入150,000千円(前年同期は60,000千円の収入)、長期借入金の返済による支出50,772千円(前年同期は11,495千円の支出)によるものであります。

なお、資本の財源及び資金の流動性については下記のとおりと考えております。

資本の財源については、当事業年度末においては純資産が減少するとともに、有利子負債が増加していることから自己資本比率が低下しているため、自己資本の増強が課題と認識しております。

また、資金の流動性については、当事業年度末における流動比率は136.1%を確保しており、事業の円滑な運用に必要な流動性を確保できているものと考えております。

(5) 経営戦略に重要な影響を与える要因について

当社の将来の経営成績に重要な影響を与える要因のうち、投資者の判断に重大な影響を与える可能性の事項については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

## (6) 経営戦略の現状と見通し

当社の注力分野であるIoT、クラウド、通信(MVNO・光コラボレーション)という分野においては、既存の流通網ではなく、業種を越えた乗り入れ等による新しい市場開拓が進んでおります。

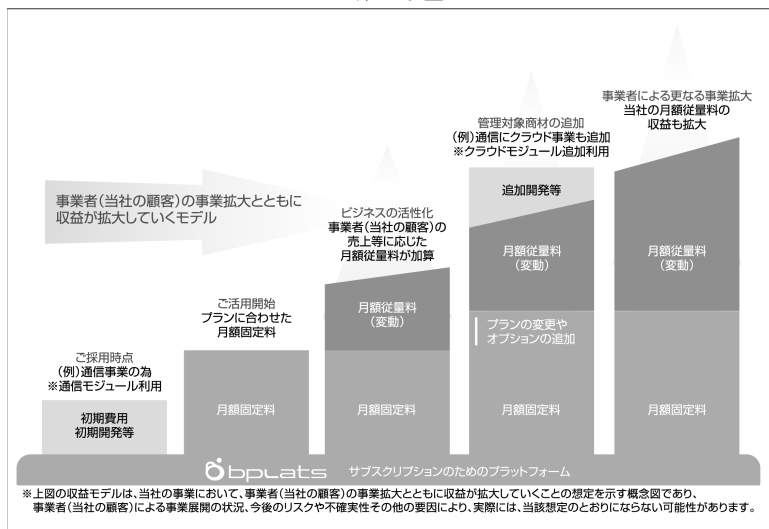
事業者は1つのサービス商材専用システムを開発するのではなく、参入するビジネスのための管理ノウハウの詰まった当社プラットフォームをクラウドサービスとして活用することで、自社での開発や継続したシステムメンテナンスが不要となり、初期投資や固定費の削減、市場参入までのスピードを得ることが可能となります。サブスクリプションビジネスの特徴として、事業者にとってはストック型の継続収益が見込めるビジネスである一方、旧来の売買取引とは異なり、事業者が有する顧客との契約に基づいた料金の計算や請求といった煩雑な管理業務が発生するため、コスト増となりがちな課題部分について当社プラットフォームを活用することで軽減することが可能となります。

当社は事業者向けのプラットフォームを提供し、月額固定使用料に加え、サービスの料金計算や管理の複雑さ等により設定した事業者の販売高に連動する従量型の利用料を収益として得ることになります。

また、当社プラットフォームを事業者の基幹システムと連携する等の事業者毎の適応においては初期費用と追加対応費用としてスポットでの収益も得ております。

当社のプラットフォーム自体が様々なサービス商材への対応を増やしている点で、プラットフォームに参加する販売側の事業者も増えていくモデルとなっており、サービス商材と販売側の事業者が互いにn対n(多対多)で接続されていき、顧客数及び取扱規模を拡大することを計画しております。

当社の収益モデル



## (7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後更に成長と発展を遂げるためには、厳しい環境の中で様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するため、経営者は常に市場におけるニーズや事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を認識したうえで、当社の経営資源を最適に配分し、最適な解決策を実施していく方針であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第11期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、81,220千円であります。当社製品「Bplats®」の機能強化と信頼性の更なる向上を目的とした設備投資であり、その主な内容はソフトウェア開発による投資75,181千円であります。

なお、当社の報告セグメントは、サブスクリプション事業のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第12期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間において実施いたしました設備投資の総額は、66,701千円であります。当社製品「Bplats®」の機能強化と信頼性の更なる向上を目的とした設備投資であり、その主な内容はソフトウェア開発による投資65,384千円であります。

なお、当社の報告セグメントは、サブスクリプション事業のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

また、当第3四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備等	8,655	3,803	123,710	136,170	40
九州開発センタ (福岡県北九州市小倉北区)	事務所設備等	741	—	—	741	4

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社及び九州開発センタの建物を賃借しております。賃借している設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	事務所設備等	401.45	20,828
九州開発センタ (福岡県北九州市小倉北区)	事務所設備等	117.85	3,535

### 3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年1月31日現在）

#### （1）重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額（千円）		資金調達 方法	着手予定 年月	完成予定 年月	完成後 増加能力
		総額	既支払額				
本社 (東京都千代田区) (注) 2	ソフトウェア (自社プロダクト (Bplats®)の開発)	865,520	58,417	増資資金 自己資金 借入金	平成29年 9月	平成33年 3月	(注) 3
本社 (東京都千代田区) (注) 4	本社移転に伴う設 備等	60,000	—	自己資金 借入金	平成30年 10月	平成30年 10月	(注) 3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 平成30年3月期から平成33年3月期のソフトウェア開発について記載しております。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

4. 本社移転を予定しており、設備の内容は本社移転に伴う事務設備等であります。また、投資予定金額には敷金が含まれております。

#### （2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

- (注) 1. 平成29年11月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年11月14日付で定款の変更を行い、A種優先株式及びB種優先株式を廃止しております。
2. 平成29年11月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、株式分割に伴う定款変更が行われ、平成29年11月30日付で発行可能株式総数は3,900,000株増加し、4,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,009,480	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	1,009,480	—	—

- (注) 1. 平成29年9月20日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式8,574株につき普通株式9,380株、B種優先株式1,020株につき普通株式1,020株を交付しております。また、その後平成29年9月20日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。これにより発行済株式総数は、普通株式30,400株、A種優先株式3,926株、B種優先株式13,780株となっております。
2. 平成29年9月20日付で、普通株式の有償第三者割当を実施しております。  
割当先 東京センチュリー株式会社 (2,000株)  
発行価格 50,000円  
資本組入額 25,000円
3. 平成29年11月1日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。また、その後平成29年11月14日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。これにより発行済株式総数は、普通株式50,474株となっております。
4. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は959,006株増加し、発行済株式総数は1,009,480株となっております。
5. 平成29年11月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年11月30日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。
6. 平成29年11月14日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づく新株予約権は以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権(平成24年12月26日臨時株主総会決議及び平成24年12月26日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,270	1,260
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,270(注)1	25,200(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	14,500(注)2	725(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成26年12月29日 至平成33年12月25日	自平成26年12月29日 至平成33年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,500 資本組入額 7,250	発行価格 725(注)6 資本組入額 362.5(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。
- ② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします(バッシング方式)。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可能とします(バッシングにて発生する端数は切り上げます。)

- ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
4. 新株予約権の取得事由及び取得条件  
新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。
5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。  
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- ⑤ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記4. に準じて決定します。
6. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第2回新株予約権(平成26年6月25日臨時株主総会決議及び平成26年6月25日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,290	1,270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,290 (注) 1	25,400 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	14,500 (注) 2	725 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月28日 至 平成36年6月24日	自 平成28年6月28日 至 平成36年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,500 資本組入額 7,250	発行価格 725 (注) 6 資本組入額 362.5 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。
- ② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします(ベスティング方式)。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可能とします(ベスティングにて発生する端数は切り上げます。)
- ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件  
新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。
5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。  
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。
  - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - ④ 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
  - ⑤ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記4. に準じて決定します。
6. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第3回新株予約権(平成28年3月23日臨時株主総会決議及び平成28年3月30日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	2,060	2,015
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,060 (注) 1	40,300 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17,000 (注) 2	850 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年3月22日	自 平成30年4月1日 至 平成38年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,000 資本組入額 8,500	発行価格 850 (注) 6 資本組入額 425 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。
- ② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします(バッシング方式)。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可とします(バッシングにて発生する端数は切り上げます。)
- ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件  
新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。
5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。  
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。
  - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - ④ 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
  - ⑤ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記4. に準じて決定します。
6. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 第4回新株予約権(平成29年3月15日臨時株主総会決議及び平成29年3月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	600	510
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1	10,200(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,000(注)2	1,300(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成31年3月18日 至平成39年3月14日	自平成31年3月18日 至平成39年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,000 資本組入額 13,000	発行価格 1,300(注)6 資本組入額 650(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「関係会社」を意味します。以下同じ。)の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。但し、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他当社が正当な理由のある場合と認めた場合にはこの限りではありません。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとします。
- ② 新株予約権者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 権利行使可能期間において毎年度の権利行使することのできる新株予約権の数は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日後1年を経過する日までは付与された新株予約権数の1/3を限度とし、その後も1年を経過するごとに1/3ずつ権利行使することのできる新株予約権の限度が増加していきます(ベスティング方式。なお、ベスティングにて発生する端数は切上げます。)
- ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。



4. 新株予約権の取得事由及び取得条件  
新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。
5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。  
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。
  - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - ④ 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
  - ⑤ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記4. に準じて決定します。
6. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 第5回新株予約権(平成29年9月15日臨時株主総会決議及び平成29年9月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	295
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	5,900 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	2,500 (注)2、6
新株予約権の行使期間	—	自平成31年9月21日 至平成39年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 2,500 (注)6 資本組入額 1,250 (注)6
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「関係会社」を意味します。以下同じ。)の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。但し、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他当社が正当な理由のある場合と認めた場合にはこの限りではありません。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとします。
- ② 新株予約権者は、当社発行の普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 権利行使可能期間において毎年度の権利行使することのできる新株予約権の数は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日後1年を経過する日までは付与された新株予約権数の1/3を限度とし、その後も1年を経過するごとに1/3ずつ権利行使することのできる新株予約権の限度が増加していきます(ベスティング方式。なお、ベスティングにて発生する端数は切上げます。)
- ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件  
新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。
5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。  
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。
  - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - ④ 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
  - ⑤ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記4. に準じて決定します。
6. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年9月20日 (注) 1	普通株式 10,400 A種優先株式 △8,574 B種優先株式 △1,020	普通株式 30,400 A種優先株式 3,926 B種優先株式 13,780	—	302,300	—	172,300
平成29年9月20日 (注) 2	普通株式 2,000	普通株式 32,400 A種優先株式 3,926 B種優先株式 13,780	50,000	352,300	50,000	222,300
平成29年11月1日 (注) 3	普通株式 18,074	普通株式 50,474 A種優先株式 3,926 B種優先株式 13,780	—	352,300	—	222,300
平成29年11月14日 (注) 4	A種優先株式 △3,926 B種優先株式 △13,780	普通株式 50,474	—	352,300	—	222,300
平成29年11月30日 (注) 5	普通株式 959,006	普通株式 1,009,480	—	352,300	—	222,300

- (注) 1. 平成29年9月20日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式8,574株につき普通株式9,380株、B種優先株式1,020株につき普通株式1,020株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
2. 有償第三者割当  
割当先 東京センチュリー株式会社 (2,000株)  
発行価格 50,000円  
資本組入額 25,000円
3. 平成29年11月1日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。
4. 平成29年11月1日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。また、その後平成29年11月14日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
5. 平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

## (5) 【所有者別状況】

平成30年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	6	4	—	14	24	—
所有株式数(単元)	—	—	—	2,675	3,379	—	4,040	10,094	80
所有株式数の割合(%)	—	—	—	26.50	33.48	—	40.02	100.00	—

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成30年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,009,400	10,094	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 80	—	—
発行済株式総数	1,009,480	—	—
総株主の議決権	—	10,094	—

(注) 1. 平成29年9月20日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式8,574株につき普通株式9,380株、B種優先株式1,020株につき普通株式1,020株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。これにより発行済株式総数は、普通株式30,400株、A種優先株式3,926株、B種優先株式13,780株となっております。

2. 平成29年9月20日付で、普通株式の有償第三者割当を実施しております。

割当先 東京センチュリー株式会社 (2,000株)

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

3. 平成29年11月1日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。また、その後平成29年11月14日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。これにより発行済株式総数は、普通株式50,474株となっております。また、当社は平成29年11月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

4. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は959,006株増加し、発行済株式総数は1,009,480株となっております。

5. 平成29年11月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年11月30日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権(平成24年12月26日臨時株主総会及び平成24年12月26日取締役会決議)

決議年月日	平成24年12月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数、退職による人数の減少は以下のとおりです。  
当社取締役4名、当社従業員6名、退職による減少10名

② 第2回新株予約権(平成26年6月25日臨時株主総会及び平成26年6月25日取締役会決議)

決議年月日	平成26年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数、退職による人数の減少は以下のとおりです。  
当社取締役4名、当社従業員7名、退職による減少4名

③ 第3回新株予約権(平成28年3月23日臨時株主総会及び平成28年3月30日取締役会決議)

決議年月日	平成28年3月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、従業員25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数、退職による人数の減少は以下のとおりです。  
当社取締役4名、当社従業員18名、退職による減少6名

④ 第4回新株予約権(平成29年3月15日臨時株主総会及び平成29年3月15日取締役会決議)

決議年月日	平成29年3月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員44名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数、退職による人数の減少は以下のとおりです。  
当社取締役1名、当社従業員34名、退職による減少9名

⑤ 第5回新株予約権(平成29年9月15日臨時株主総会及び平成29年9月15日取締役会決議)

決議年月日	平成29年9月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数、退職による人数の減少は以下のとおりです。  
 当社従業員19名、退職による減少1名



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号及び第4号に該当するA種優先株式及びB種優先株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 12,500 B種優先株式 14,800	—

- (注) 1. 当社は平成29年9月20日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式8,574株及びB種優先株式1,020株を自己株式として取得し、対価として普通株式をそれぞれ9,380株、1,020株交付しております。また、取得したA種優先株式及びB種優先株式については、平成29年9月15日の取締役会決議により、平成29年9月20日付ですべて消却しております。
2. 当社は平成29年11月1日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式3,926株及びB種優先株式13,780株を自己株式として取得し、対価として普通株式をそれぞれ4,294株、13,780株交付しております。また、取得したA種優先株式及びB種優先株式については、平成29年11月14日の取締役会決議により、平成29年11月14日付ですべて消却しております。
3. 当社は平成29年11月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 12,500 B種優先株式 14,800	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

- (注) 1. 平成29年9月15日開催の取締役会決議により、平成29年9月20日付で8,574株、平成29年11月14日開催の取締役会決議により、平成29年11月14日付で3,926株のA種優先株式を消却しております。
2. 平成29年9月15日開催の取締役会決議により、平成29年9月20日付で1,020株、平成29年11月14日開催の取締役会決議により、平成29年11月14日付で13,780株のB種優先株式を消却しております。
3. 当社は平成29年11月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

### 3 【配当政策】

当社では、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、当事業年度までの過去において配当を行っておりません。当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、毎期の業績並びに繰越利益剰余金のマイナスを含む財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。内部留保資金の使途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、年2回、中間配当及び期末配当を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 8 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	藤田 健治	昭和44年 8月22日生	平成4年4月 平成14年7月	三井物産株式会社入社 ライセンスオンライン株式会社設立 (当時三井物産株式会社100%子会 社) 代表取締役社長 当社設立、代表取締役社長(現任) TKSパートナーズ株式会社 取締役 (現任)	(注) 3	160,000 (注) 5
取締役 副社長	—	篠崎 明	昭和48年 9月16日生	平成8年4月 平成14年7月	三井物産株式会社入社 ライセンスオンライン株式会社 (当時三井物産株式会社100%子会 社) 取締役副社長 当社取締役 当社取締役副社長(現任)	(注) 3	88,000
取締役	—	宮崎 琢磨	昭和47年 8月3日生	平成10年4月 平成17年7月 平成19年1月	ソニー株式会社入社 ライセンスオンライン株式会社入社 当社取締役(現任)	(注) 3	88,000
取締役	—	花輪 正一	昭和53年 1月7日生	平成12年4月 平成14年8月 平成20年7月 平成28年3月 平成29年6月	株式会社ツインテック入社 ライセンスオンライン株式会社入社 当社入社 当社執行役員 当社取締役(現任)	(注) 3	10,000
取締役	—	澤田 脩	昭和20年 12月7日生	昭和43年4月 平成13年3月	三菱商事株式会社入社 ブレインセラーズ・ドットコム株式 会社 取締役(現任)	(注) 3	—
			平成16年6月	ネットワンシステムズ株式会社 代表取締役社長			
			平成20年6月	ネットワンシステムズ株式会社 代表取締役会長			
			平成24年6月	ネットワンシステムズ株式会社 相談役			
			平成27年6月	本多通信工業株式会社 取締役(現 任)			
			平成28年1月 平成29年5月	当社顧問 株式会社グルーヴノーツ 取締役 (現任)			
			平成29年6月 平成29年9月	当社取締役(現任) 株式会社スキャる 取締役(現任)			
常勤監査役	—	齊藤 純一	昭和51年 5月13日生	平成11年10月 平成18年4月	株式会社ミナミ入社 株式会社フラクタリスト入社(現 ユナイテッド株式会社) 当社入社 株式会社ロイヤルゲート入社 株式会社フリークアウト入社 当社監査役(現任)	(注) 4	200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	平田 幸一郎	昭和42年 11月5日生	平成2年4月 安田火災海上保険株式会社(現損害 保険ジャパン日本興亜株式会社)入 社 平成4年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査 法人トーマツ)入所 平成9年8月 中央クーバース・アンド・ライブラ ンド・アドバイザーズ株式会社(現 PwC税理士法人)入社 平成11年8月 平田公認会計士事務所開業 所長 (現任) 平成13年5月 有限会社アドバンスワン設立 取締 役社長(現任) 平成18年4月 株式会社ディアーズ・ブレイン 監 査役(現任) 平成19年3月 株式会社カタリスト 監査役(現任) 平成20年7月 当社監査役(現任) 平成22年3月 第一環境株式会社 監査役(現任) 平成23年8月 株式会社美人時計(現BIJIN&Co.株 式会社) 監査役(現任) 平成24年7月 スターフェスティバル株式会社 監 査役(現任) 平成24年10月 株式会社サマリー 監査役(現任) 平成25年6月 株式会社エンバイオ・ホールディン グス 監査役(現任) 平成26年1月 ランサーズ株式会社 監査役(現任) 平成26年5月 カタリズム株式会社(現アソビュー 株式会社) 監査役(現任) 平成27年7月 株式会社favy 監査役(現任) 平成29年5月 廣和興産株式会社 取締役(現任) 平成29年7月 株式会社TIMERS 監査役(現任) 平成29年9月 株式会社エプリー 監査役(現任) 平成29年12月 22株式会社 監査役(現任)	(注)4	—
監査役	—	田中 裕幸	昭和45年 10月22日生	平成4年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査 法人トーマツ)入所 平成11年4月 第一東京弁護士会 弁護士登録 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年11月 田中法律会計税務事務所開業 所長 (現任) 平成17年11月 有限会社ティーシービー設立 取締 役社長(現任) 平成24年6月 スパークス・グループ株式会社 監 査役(現任) 平成24年10月 インターナショナルアロイ株式会社 監査役(現任) 平成25年10月 elephant design株式会社 監査役 (現任) 平成26年12月 株式会社レグイミュン 監査役 (現任) 平成28年1月 株式会社ユーザーローカル 監査役 (現任) 平成29年3月 当社監査役(現任)	(注)4	—
計						346,200

- (注) 1. 取締役澤田脩は、社外取締役であります。  
2. 監査役平田幸一郎及び監査役田中裕幸は、社外監査役であります。  
3. 取締役の任期は、平成29年11月14日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のう  
ち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
4. 監査役の任期は、平成29年11月14日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のう  
ち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
5. 代表取締役社長藤田健治の所有株式数に、同人により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社の所  
有株式数を合計しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むものであります。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ・株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- ・持続的な成長と企業価値の向上を目的とした業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図る。
- ・これら取り組みに際しては、金融庁と株式会社東京証券取引所が指針としてまとめた「コーポレートガバナンス・コード」を参考としながら、経営の健全性、公正性の観点からリスク管理、内部統制制度、コンプライアンスへの取組みを徹底し、当社に対する信頼性の向上と自浄能力の増強に努めるものとする。

#### ① 企業統治の体制

##### a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、本書提出日現在において取締役5名（うち社外取締役1名）から構成されており、原則として月1回開催いたします。経営に関する特に重要な事項は全て取締役会で協議・決定しております。

また、株主総会を頂点に、経営会議を主とした業務執行、独立社外取締役を含めた取締役会による執行状況の監督、監査役会による取締役等の業務執行の監査、更には専門家による会計監査を受ける企業統治体制を執るものであります。

経営上の意思決定に係るプロセスは、経営会議によって経営活動の状況並びに業務執行に関わる検討を行い、重要な議題については職務権限表に沿って取締役会に上程し決定いたします。

##### b. 監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、原則として月1回開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、監査役会及び取締役会に出席し、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、経営並びに取締役の職務執行の適法性を監査しております。主な監査活動は、取締役会・経営会議への出席と意見陳述、代表取締役社長との意見交換、業務執行過程のモニタリング、決裁書等重要な書類の閲覧、主たる本部の往査、会計監査人の独立性監視、会計監査人からの報告・説明、計算書類及び事業報告書や重要な取引記録についての検討等であり、これらの内容について、監査役会規程を定めております。

##### c. 経営会議

経営会議は、実務的な意思決定を機動的に実施するために開催しております。構成メンバーは社長、常勤取締役及び社長が指名する者になり、毎月1回開催しております。

経営会議の招集、議長は代表取締役社長が行い、経営会議では、経営活動の状況（損益分析、各本部及び各期中期・年度経営計画の進捗状況等）、業務執行に関わる検討や情報共有等により、迅速な経営判断の礎とするとともに、重要な議題については別途定める職務権限に沿って取締役会へ上程しております。

#### ② 内部監査及び監査役監査の状況

当社は会社の規模が比較的小規模組織であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置していません。当社の内部監査は、管理本部長を内部監査責任者として実施しており、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。なお、管理本部に対する内部監査は自己監査を回避するため開発本部長が監査を担当しております。

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。常勤監査役は、経営会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換等を実施し、連携を取りながら効果的かつ効率的な監査を進めております。

また、当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報交換を行い相互の連携を高めております。

### ③ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。当社はこれら社外役員3名のうち1名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

社外取締役澤田脩氏は会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立的な立場で監督、提言を行っております。なお、当社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役平田幸一郎氏は公認会計士として、また、他社における社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待しております。なお、当社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は公認会計士及び弁護士資格を有しており、当社の業務執行体制について法律・会計両面から適切な監査を行っていただけると期待し、社外監査役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役を選任することで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の監視機能を強化しております。また、社外監査役を選任することで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っております。これらの事項が、社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割であります。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めてはおりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しないものと判断しております。

社外監査役は、常勤監査役から内部監査担当者及び会計監査人との連携状況についての報告を受け、必要に応じて内部監査、会計監査人との相互連携を図るとともに、管理部門との連携を密にして経営情報を入手しておりますとともに、社外取締役を含む取締役は監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図っていくこととしております。

### ④ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は淡島國和氏及び中山太一氏の2名であります。また、監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他5名で構成されております。継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略してまいります。

⑤ 役員の報酬等

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック ・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	50,160	50,160	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	5,400	5,400	—	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—	2
社外監査役	1,300	1,300	—	—	—	2

(注) 本書提出日現在の取締役は5名(うち社外取締役は1名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。上記の対象となる役員の員数と相違しておりますのは、平成29年6月29日付で選任した取締役2名(うち社外取締役1名)が含まれておらず、平成29年9月15日付で退任した取締役2名(うち社外取締役2名)が含まれているためであります。

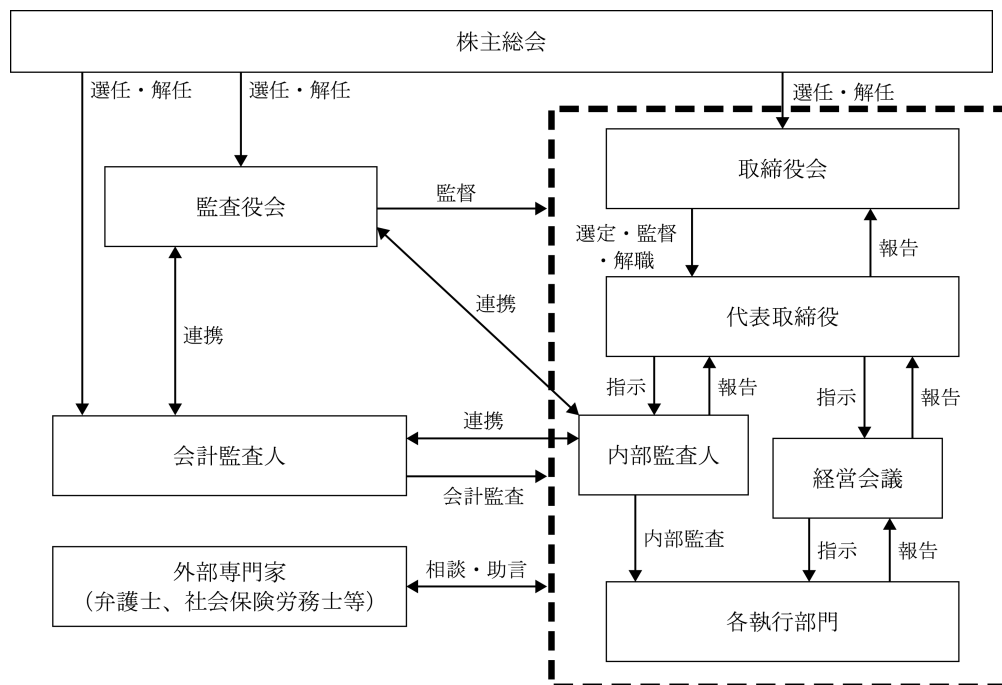
b. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下のとおりです。



⑥ 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

株式会社において、株主が主体的に株主総会に付議された議案について権利を行使することは、株式会社制度の根幹をなすものであり、当社としては、このための議決権行使の環境づくりに積極的に取り組まなければならないという認識しております。

株主総会の開催日については、他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避けるとともに、出席しやすい場所を確保する予定であります。

株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を予定しております。また、「会社役員に関する事項」及び選任議案において、当社と社外役員との利害関係の有無、社外役員の独立性に関する基準等の情報を記載する予定であります。

将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。

⑦ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況

当社は、業務の適正性を確保するために、各種規程類を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、当社は平成29年9月度の取締役会にて以下の内容を含む「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定しております。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、「コンプライアンス規程」等の行動規範を制定し、法令遵守及び社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。

(b) 研修及びマニュアルの作成・配布等を行い、役職員に対しコンプライアンスの知識の向上に努めております。



- (c) 監査役による取締役の業務執行の監視に加え、内部監査担当者による、コンプライアンス体制の調査、使用人の職務の遂行に関する状況の把握・監査等を行い、代表取締役社長及び取締役会に報告しております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - (a) 「文書管理規程」に基づき書面及び電磁的媒体にて作成、保存、管理しております。
  - (b) 法令や社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存しております。
  - (c) 監査役及び会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態としております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 当社では、リスク管理体制として、サービスの品質、情報セキュリティ、労務その他法令遵守等事業活動上のリスクについて、リスク管理を行っております。リスク管理体制については、代表取締役社長及び各部長が日常業務を通じて潜在リスクの有無を想定、また、顕在化しているリスクについてはこの影響を分析し、取締役会において必要な対応策を検討するという体制となっております。
  - (b) 代表取締役社長が指名する内部監査担当者が各部門の業務の遂行状況を確認する内部監査において、リスク把握の状況及び対応の妥当性について確認しております。同内部監査においてはその職能に足る者を選任しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談、確認する等行っております。
  - (c) 内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。
  - (d) 各担当部署はその担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。また、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施しております。
  - (e) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、各種会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告しております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催しております。
  - (b) 事業計画を定めると共に取締役間で共有し、会社として達成すべき業績目標及び評価方法を明確化し、当該目標の達成に向けて各部門と共に効率的な達成方法を定めております。
  - (c) 計画に対する進捗は定時の取締役会にて報告・検証・分析し、全社的な業務効率の向上に努めております。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (a) 監査役が求めた場合、必要な人員を配置できるものとしております。
  - (b) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
  - (c) 当該使用人の人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとしております。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を与える事項を発生させるとき、発生するおそれがあるとき、取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役へ報告すべきと認めた事項が生じたときは、速やかに監査役に報告することとしております。
  - (b) 監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求められることができるものとしております。
- g. 監査役が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役はいつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。
  - (b) 代表取締役社長は、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
  - (c) 取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。
  - (d) 監査役は内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等も実施しております。

h. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図っております。

i. 反社会的勢力の排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力排除マニュアル」に則り、取引等の一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していきます。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた具体的な取組み状況

a. 「反社会的勢力対策規程」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しないことを定めております。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、管理本部を主管としてとして対応するとともに、所轄警察・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行ってまいります。

b. 反社会的勢力による民事介入暴力の統括責任者を当社管理部長としております。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、速やかに受付者は当社管理本部長に報告を行う体制を構築しております。又、金銭その他の経済的利益を提供することがないよう対応すること、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたとき、又は反社会的勢力の関係者と思われる者から暴行を受けたときには、社長の承認を得たのち管理本部長より警察へ届け出ること、並びに取引先への対応及び調査等を「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力排除マニュアル」により定め、全役職員に周知徹底しております。

当社管理本部では、所轄警察担当係・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。

c. 反社会的勢力チェックの方法について、新規に取引等を始める際には、当社で定めた「反社会的勢力排除マニュアル」に記載のとおり、取引等担当者がワークフロー上の「新規取引開始申請書」に調査対象企業情報を入力しております。管理本部にて、入力された調査対象企業情報に基づき外部専門機関が保有する新聞・雑誌等の反社会的勢力に関する公知情報のデータベース等を用いて調査を実施し、管理本部が反社会的勢力の該当性を判断しております。検索結果に疑義が生じた場合には管理担当役員へ報告し、取締役会報告等を検討しております。また、所轄警察担当係・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関に照会を行います。

また、基本取引契約書又は覚書等の中で反社会的勢力との関わりがあった場合の契約解除を明記して、関係を排除する方針であります。

既存取引先に関しては、インターネット検索等の方法による全件チェックを毎年実施することとしております。

役員については、就任時にインターネット検索等の方法によるチェックを行うほか「反社会的勢力との関係・取引・利用をしない」旨を記載した「誓約書」の提出を求めることとしております。

株主については、上場前は全株主を対象に、また、上場後は期末の株主名簿を基に主要株主に対して外部情報を用いた属性チェックを毎年実施することとしております。また、要注意であると判断した株主については、継続的なモニタリングを実施することとしております。

⑨ 買収防衛策等の導入状況等

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。しかしながら、将来において当社の企業価値を向上させるに当たり必要な場合は、検討を要する課題となることも考えられます。

⑩ 子会社及び関連会社に対する管理方法について

当社は子会社及び関連会社を有していないため、該当事項はありません。

⑪ 財務報告に係る内部統制の評価・報告体制の準備状況

当社は財務報告に係る内部統制の評価・報告体制の整備を推進するため、管理本部長を準備責任者として経営管理部門メンバー2名にて整備・運用・評価・是正を行っております。また、平成29年3月期を実施年度とした内部統制の構築を整備し、運用・評価を実施しております。平成30年3月期以降においても、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図っております。

⑫ 株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑬ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑭ 取締役選任の決議の要件

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑮ 社外取締役及び監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑯ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑰ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑱ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためでありませぬ。

⑭ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
4,000	—	8,500	2,020

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、財務報告に係る内部統制整備及び株式上場申請に関する指導・助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、監査公認会計士から提出された監査に要する業務時間等の見積書に基づき、監査公認会計士等との協議を経て報酬額を決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)及び当事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等主催の各種セミナーへの参加や、財務会計等の専門書の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	81,217	80,453
売掛金	66,804	96,537
仕掛品	16,920	—
貯蔵品	35	66
前払費用	12,382	18,225
その他	1,404	2,398
流動資産合計	178,764	197,680
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,674	12,941
減価償却累計額	△2,477	△3,545
建物（純額）	6,197	9,396
工具、器具及び備品	6,146	10,735
減価償却累計額	△4,701	△6,931
工具、器具及び備品（純額）	1,445	3,803
有形固定資産合計	7,642	13,200
無形固定資産		
ソフトウェア	65,818	123,710
ソフトウェア仮勘定	28,958	—
無形固定資産合計	94,777	123,710
投資その他の資産		
長期前払費用	525	294
その他	12,424	13,181
投資その他の資産合計	12,949	13,475
固定資産合計	115,369	150,386
資産合計	294,134	348,066

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	36,272	21,536
1年内返済予定の長期借入金	21,492	67,071
未払金	13,697	19,751
未払費用	16,095	14,269
未払法人税等	4,685	2,704
預り金	3,333	4,919
前受収益	9,766	6,731
受注損失引当金	5,985	—
その他	6,684	8,299
流動負債合計	118,012	145,283
固定負債		
長期借入金	44,349	97,998
繰延税金負債	518	1,336
資産除去債務	3,252	6,098
固定負債合計	48,119	105,433
負債合計	166,131	250,717
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	302,300	302,300
資本剰余金		
資本準備金	172,300	172,300
資本剰余金合計	172,300	172,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△346,597	△377,250
利益剰余金合計	△346,597	△377,250
株主資本合計	128,002	97,349
純資産合計	128,002	97,349
負債純資産合計	294,134	348,066



## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	121,831
売掛金	54,840
仕掛品	1,205
貯蔵品	69
その他	15,839
流動資産合計	193,786
固定資産	
有形固定資産	11,821
無形固定資産	
ソフトウェア	94,984
ソフトウェア仮勘定	46,373
無形固定資産合計	141,358
投資その他の資産	13,622
固定資産合計	166,801
資産合計	360,588

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(平成29年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	15,755
1年内返済予定の長期借入金	67,416
未払法人税等	2,360
賞与引当金	4,111
その他	48,224
流動負債合計	137,868
固定負債	
長期借入金	41,835
資産除去債務	6,121
その他	1,239
固定負債合計	49,196
負債合計	187,064
純資産の部	
株主資本	
資本金	352,300
資本剰余金	222,300
利益剰余金	△401,076
株主資本合計	173,523
純資産合計	173,523
負債純資産合計	360,588

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
売上高	363,739	505,155
売上原価	※1 164,919	※1 256,813
売上総利益	198,820	248,342
販売費及び一般管理費	※2 183,172	※2 277,961
営業利益又は営業損失 (△)	15,647	△29,619
営業外収益		
受取利息	10	1
貸倒引当金戻入額	1,344	—
補助金収入	—	2,473
その他	50	297
営業外収益合計	1,406	2,771
営業外費用		
支払利息	797	2,052
支払保証料	189	231
その他	136	84
営業外費用合計	1,123	2,368
経常利益又は経常損失 (△)	15,929	△29,215
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	15,929	△29,215
法人税、住民税及び事業税	3,263	618
法人税等調整額	364	818
法人税等合計	3,627	1,437
当期純利益又は当期純損失 (△)	12,302	△30,653

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		61,830	26.9	119,556	37.2
II 経費	※1	168,308	73.1	201,503	62.8
当期総製造費用		230,139	100.0	321,059	100.0
期首仕掛品棚卸高		484		16,920	
合計		230,623		337,980	
期末仕掛品棚卸高		16,920		—	
他勘定振替高	※2	54,769		75,181	
受注損失引当金繰入額		5,985		△5,985	
当期売上原価		164,919		256,813	

(注) ※1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	101,854	110,671
減価償却費	42,418	47,970

※2. 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	54,769	75,181

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	347,990
売上原価	138,094
売上総利益	209,895
販売費及び一般管理費	231,391
営業損失(△)	△21,496
営業外収益	
受取利息	0
債務勘定整理益	293
その他	14
営業外収益合計	308
営業外費用	
支払利息	1,239
その他	1,000
営業外費用合計	2,240
経常損失(△)	△23,427
税引前四半期純損失(△)	△23,427
法人税、住民税及び事業税	495
法人税等調整額	△97
法人税等合計	398
四半期純損失(△)	△23,826

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	302,300	172,300	172,300	△358,899	△358,899	115,700	115,700
当期変動額							
当期純利益又は当期 純損失(△)				12,302	12,302	12,302	12,302
当期変動額合計	—	—	—	12,302	12,302	12,302	12,302
当期末残高	302,300	172,300	172,300	△346,597	△346,597	128,002	128,002

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	302,300	172,300	172,300	△346,597	△346,597	128,002	128,002
当期変動額							
当期純利益又は当期 純損失(△)				△30,653	△30,653	△30,653	△30,653
当期変動額合計	—	—	—	△30,653	△30,653	△30,653	△30,653
当期末残高	302,300	172,300	172,300	△377,250	△377,250	97,349	97,349

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	15,929	△29,215
減価償却費	43,195	49,545
受取利息	△10	△1
支払利息	797	2,052
貸倒引当金戻入	△1,344	—
売上債権の増減額 (△は増加)	16,486	△29,733
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△16,389	16,890
前渡金の増減額 (△は増加)	△1,404	648
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,765	△5,842
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,204	△14,735
未払金の増減額 (△は減少)	5,120	10,435
未払費用の増減額 (△は減少)	7,396	△1,825
前受収益の増減額 (△は減少)	2,919	△3,034
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	5,985	△5,985
その他	2,618	3,306
小計	81,738	△7,496
利息の受取額	10	1
利息の支払額	△797	△2,052
法人税等の支払額	△826	△4,587
営業活動によるキャッシュ・フロー	80,125	△14,135
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△1,512	△9,919
無形固定資産の取得による支出	△57,184	△75,181
子会社の清算による収入	1,344	—
差入保証金の回収による収入	300	—
敷金の差入による支出	△1,358	△1,632
敷金の回収による収入	—	875
投資活動によるキャッシュ・フロー	△58,411	△85,857

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	60,000	150,000
長期借入金の返済による支出	△11,495	△50,772
財務活動によるキャッシュ・フロー	48,505	99,228
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	70,219	△764
現金及び現金同等物の期首残高	10,998	81,217
現金及び現金同等物の期末残高	※ 81,217	※ 80,453



## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

(貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 3～5年

#### (2) 無形固定資産

##### ① 自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法

##### ② 市場販売目的ソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末は回収不能見込額が発生しなかったため、残高はありません。

#### (2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末においては損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |     |  |
|-----|--|
| 仕掛品 | 個別法による原価法<br>(貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)   |
| 貯蔵品 | 先入先出法による原価法<br>(貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- |           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 10年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～5年    |

(2) 無形固定資産

① 自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法

② 市場販売目的ソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末は回収不能見込額が発生しなかったため、残高はありません。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末においては損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

なお、当事業年度末の受注損失引当金残高はありません。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

法人税法の改正にともない、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響額は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	5,985千円	△5,985千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度31%、当事業年度31%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度69%、当事業年度69%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給料手当	47,106千円	78,364千円
役員報酬	51,360 "	56,860 "
支払手数料	20,968 "	19,995 "
減価償却費	776 "	1,575 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	20,000	—	—	20,000
A種優先株式	12,500	—	—	12,500
B種優先株式	14,800	—	—	14,800
合計	47,300	—	—	47,300

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	20,000	—	—	20,000
A種優先株式	12,500	—	—	12,500
B種優先株式	14,800	—	—	14,800
合計	47,300	—	—	47,300

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	81,217千円	80,453千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	81,217千円	80,453千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の債務不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、当社管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	81,217	81,217	—
(2) 売掛金	66,804	66,804	—
資産計	148,022	148,022	—
(1) 買掛金	36,272	36,272	—
(2) 未払金	13,697	13,697	—
(3) 未払法人税等	4,685	4,685	—
(4) 長期借入金(※)	65,841	65,846	5
負債計	120,496	120,501	5

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	81,217	—	—	—
売掛金	66,804	—	—	—
合計	148,022	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	21,492	19,701	19,838	4,810	—	—
合計	21,492	19,701	19,838	4,810	—	—

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の債務不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、当社管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	80,453	80,453	—
(2) 売掛金	96,537	96,537	—
資産計	176,990	176,990	—
(1) 買掛金	21,536	21,536	—
(2) 未払金	19,751	19,751	—
(3) 未払法人税等	2,704	2,704	—
(4) 長期借入金(※)	165,069	165,210	141
負債計	209,062	209,203	141

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	80,453	—	—	—
売掛金	96,537	—	—	—
合計	176,990	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	67,071	69,998	28,000	—	—	—
合計	67,071	69,998	28,000	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成24年12月26日	平成26年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 17名	当社取締役 3名 当社従業員 12名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,570株	普通株式 1,430株
付与日	平成24年12月28日	平成26年6月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年12月29日～平成33年12月25日	平成28年6月28日～平成36年6月24日

	第3回新株予約権
決議年月日	平成28年3月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 25名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,195株
付与日	平成28年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年4月1日～平成38年3月22日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成24年12月26日	平成26年6月25日
権利確定前(株)		
前事業年度末	1,390	1,430
付与	—	—
失効	110	120
権利確定	—	—
未確定残	1,280	1,310
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権
決議年月日	平成28年3月23日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	2,195
失効	—
権利確定	—
未確定残	2,195
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成24年12月26日	平成26年6月25日
権利行使価格(円)	14,500	14,500
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第3回新株予約権
決議年月日	平成28年3月23日
権利行使価格(円)	17,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式に基づき算定しております。なお、算定結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成24年12月26日	平成26年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 17名	当社取締役 3名 当社従業員 12名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,570株	普通株式 1,430株
付与日	平成24年12月28日	平成26年6月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年12月29日～平成33年12月25日	平成28年6月28日～平成36年6月24日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成28年3月23日	平成29年3月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 25名	当社従業員 44名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,195株	普通株式 600株
付与日	平成28年3月31日	平成29年3月17日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年4月1日～平成38年3月22日	平成31年3月18日～平成39年3月14日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成24年12月26日	平成26年6月25日
権利確定前(株)		
前事業年度末	1,280	1,310
付与	—	—
失効	10	20
権利確定	—	—
未確定残	1,270	1,290
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成28年3月23日	平成29年3月15日
権利確定前(株)		
前事業年度末	2,195	—
付与	—	600
失効	135	—
権利確定	—	—
未確定残	2,060	600
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成24年12月26日	平成26年6月25日
権利行使価格(円)	14,500	14,500
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成28年3月23日	平成29年3月15日
権利行使価格(円)	17,000	26,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式に基づき算定しております。なお、算定結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	3,636千円
未払費用	494 "
未払事業税	645 "
受注損失引当金	1,847 "
繰越欠損金	98,924 "
資産除去債務	995 "
その他	170 "
繰延税金資産小計	106,714千円
評価性引当額	△106,714 "
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	518千円
繰延税金負債合計	518千円
繰延税金負債純額	518千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	33.06%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.00%
住民税均等割等	1.82%
評価性引当額の減少	△13.53%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.25%
その他	0.67%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.77%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これにともない、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。



当事業年度(平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	2,599千円
未払費用	372 "
未払事業税	629 "
繰越欠損金	108,835 "
資産除去債務	1,867 "
減価償却超過額	1,435 "
その他	184 "
繰延税金資産小計	115,924千円
評価性引当額	△115,924 "
繰延税金資産合計	—千円

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,336千円
繰延税金負債合計	1,336千円
繰延税金負債純額	1,336千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,632千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,595 〃
時の経過による調整額	24 〃
期末残高	3,252千円

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,252千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,816 〃
時の経過による調整額	29 〃
期末残高	6,098千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、単一製品・サービスであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
富士通株式会社	65,070	サブスクリプション事業
株式会社光通信	43,074	サブスクリプション事業

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、単一製品・サービスであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
富士通株式会社	65,913	サブスクリプション事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藤田 健治	—	—	当社 代表取締役 社長	直接 (15.2)	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務保証人	65,841	—	—

(注) 当社は、銀行からの借入について、代表取締役社長藤田健治から債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藤田 健治	—	—	当社 代表取締役 社長	直接 (15.2)	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務保証人	119,239	—	—

(注) 当社は、銀行からの借入について、代表取締役社長藤田健治から債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	△582.66円	△615.06円
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	13.00円	△32.40円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	12,302	△30,653
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	12,302	△30,653
普通株式の期中平均株式数(株)	946,000	946,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数4,785個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数5,220個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 当社は、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より、「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり情報の算定上、普通株式を含めて計算しております。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	128,002	97,349
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	679,200	679,200
(うち新株予約権(千円))	(—)	(—)
(うち優先株式払込金額(千円))	(679,200)	(679,200)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△551,197	△581,850
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の株式の数(株)	946,000	946,000

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による新株式の発行

平成29年9月15日の臨時株主総会において、第三者割当による新株式の発行について決議するとともに、同日開催の取締役会において、東京センチュリー株式会社を割当先とすることを決議し、平成29年9月20日に払込が完了しました。第三者割当増資の内容は以下のとおりとなります。

- (1) 払込期日  
平成29年9月20日
- (2) 発行する株式の種類及び数  
当社普通株式 2,000株
- (3) 発行価格  
1株につき50,000円
- (4) 増加する資本金及び資本準備金  
増加する資本金 1株につき25,000円  
増加する資本準備金 1株につき25,000円
- (5) 発行価額の総額  
100,000,000円
- (6) 資本組入額の総額  
50,000,000円
- (7) 割当先及び割当株式数  
東京センチュリー株式会社 2,000株
- (8) 資金の用途  
ソフトウェア開発投資

2. 優先株式の普通株式との交換並びに自己株式（優先株式）の消却

当社が発行するA種優先株式の一部並びにB種優先株式の一部（以下「本優先株式」という。）について、その保有者である「Globis Fund III, L.P.」、「Globis Fund III (B), L.P.」、「NVCC6号投資事業有限責任組合」及び「ジャパン・スプレッド・パートナーズⅢ投資事業有限責任組合」より、普通株式を対価とする取得請求権が行使され、本優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付いたしました。なお、平成29年9月15日の取締役会により、平成29年9月20日付で会社法第178条に基づき自己株式として保有する本優先株式をすべて消却しております。

取得請求権行使請求人	取得請求権の行使を行う株式	取得請求権行使により交付する普通株式	自己株式取得日及び普通株式交付日
Globis Fund III, L.P.	A種優先株式 4,359株	4,769株	平成29年9月20日
Globis Fund III (B), L.P.	A種優先株式 1,225株	1,340株	平成29年9月20日
NVCC6号投資事業有限責任組合	A種優先株式 2,500株 B種優先株式 1,020株	3,755株	平成29年9月20日
ジャパン・スプレッド・パートナーズⅢ投資事業有限責任組合	A種優先株式 490株	536株	平成29年9月20日
計	A種優先株式 8,574株 B種優先株式 1,020株	10,400株	—

### 3. ストック・オプション（新株予約権）の発行

平成29年9月15日の臨時株主総会において、当社従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、同日開催の取締役会において、発行内容を決議し割当を行いました。発行内容の概要は、以下のとおりとなります。

割当日	平成29年9月20日
新株予約権の数(個)	300 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年9月21日 至 平成39年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 (注) 6 資本組入額 1,250 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

#### 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けたもの（以下、「新株予約権者」という）が、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「関係会社」を意味する。以下同じ。）の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く）、また、定年により退職した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く）、その他当社が正当な理由のある場合と認めた場合にはこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。
- ② 新株予約権者は、当社発行の普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。



4. 新株予約権の取得事由及び取得条件  
新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。  
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定する。
  - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ④ 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - ⑤ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記4. に準じて決定する。
6. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4. 優先株式の普通株式との交換並びに自己株式（優先株式）の消却

当社が発行するA種優先株式並びにB種優先株式（以下「本優先株式」という。）について、その保有者である「Globis Fund III, L.P.」、「Globis Fund III(B), L.P.」、「株式会社ネットワーク」、「株式会社光通信」及び「IVP Advisory Co., Ltd.」より、普通株式を対価とする取得請求権が行使され、本優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付いたしました。なお、平成29年11月14日の取締役会により、平成29年11月14日付で会社法第178条に基づき自己株式として保有する本優先株式をすべて消却しております。

取得請求権行使請求人	取得請求権の行使を行う株式	取得請求権行使により交付する普通株式	自己株式取得日及び普通株式交付日
Globis Fund III, L.P.	A種優先株式 1,491株 B種優先株式 10,760株	12,391株	平成29年11月1日
Globis Fund III(B), L.P.	A種優先株式 425株 B種優先株式 3,020株	3,485株	平成29年11月1日
株式会社ネットワーク	A種優先株式 1,500株	1,641株	平成29年11月1日
株式会社光通信	A種優先株式 490株	536株	平成29年11月1日
IVP Advisory Co., Ltd.	A種優先株式 20株	21株	平成29年11月1日
計	A種優先株式 3,926株 B種優先株式 13,780株	18,074株	—

#### 5. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成29年10月12日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議するとともに、平成29年11月14日開催の臨時株主総会により、単元株制度を採用することを決議いたしました。

##### (1) 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

##### (2) 株式分割の概要

###### ① 株式分割の割合及び時期

平成29年11月30日付をもって平成29年11月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき20株の割合をもって分割いたしました。

###### ② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	50,474株
今回の分割により増加する株式数	959,006株
株式分割後の発行済株式総数	1,009,480株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

###### ③ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

###### ④ 新株予約権の権利行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成29年11月30日より新株予約権の1株当たりの権利行使価格を以下のとおり調整いたしました。

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	14,500円	725円
第2回新株予約権	14,500円	725円
第3回新株予約権	17,000円	850円
第4回新株予約権	26,000円	1,300円
第5回新株予約権	50,000円	2,500円

##### (3) 単元株制度の採用

平成29年11月30日を効力発生日として単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	50,433千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成29年9月20日付で、東京センチュリー株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金が50,000千円、資本準備金が50,000千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が352,300千円、資本準備金が222,300千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△24,60円
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(△)(千円)	△23,826
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(千円)	△23,826
普通株式の期中平均株式数(株)	968,652
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社は、平成29年11月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

⑤ 【附属明細表】（平成29年3月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	8,674	4,266	—	12,941	3,545	1,068	9,396
工具、器具及び備品	6,146	4,589	—	10,735	6,931	2,230	3,803
有形固定資産計	14,821	8,855	—	23,677	10,476	3,298	13,200
無形固定資産							
ソフトウェア	264,082	104,139	—	368,222	244,511	46,247	123,710
ソフトウェア仮勘定	28,958	75,181	104,139	—	—	—	—
無形固定資産計	293,040	179,320	104,139	368,222	244,511	46,247	123,710
長期前払費用	525	—	231	294	—	—	294

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品の増加額      サーバー、PC等のOA機器      4,589千円

ソフトウェアの増加額      サブスクリプションプラットフォーム「Bplats®」システム開発  
104,139千円

ソフトウェア仮勘定の増加額      サブスクリプションプラットフォーム「Bplats®」システム開発  
75,181千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定の減少額      ソフトウェアへの振替      104,139千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	21,492	67,071	1.39	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	44,349	97,998	1.37	平成31年1月4日～ 平成31年12月20日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	65,841	165,069	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	69,998	28,000	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
受注損失引当金	5,985	—	5,985	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	80,453
合計	80,453

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
富士通株式会社	27,032
東京エレクトロンデバイス株式会社	18,360
リコージャパン株式会社	14,904
日本ネットワークイネイブラー株式会社	6,134
デル株式会社	5,772
その他	24,334
合計	96,537

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
66,804	545,527	515,793	96,537	84.23	54.64

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
切手・印紙等	66
合計	66

## ④ 前払費用

相手先	金額(千円)
デル株式会社	13,971
株式会社第一ビルディング	2,147
その他	2,106
合計	18,225

## ⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
デル株式会社	6,693
株式会社一燈	2,821
株式会社エンブレイスネット	1,711
株式会社クララオンライン	1,642
株式会社F U C A	1,296
その他	7,370
合計	21,536

## ⑥ 1年内返済予定の長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	28,116
株式会社みずほ銀行	23,555
株式会社りそな銀行	15,400
合計	67,071



⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
有限責任監査法人トーマツ	11,361
株式会社ビズリーチ	2,760
三井住友カード株式会社	1,434
その他	4,194
合計	19,751

⑧ 長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	39,775
株式会社三井住友銀行	36,223
株式会社りそな銀行	22,000
合計	97,998

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.bpplats.co.jp/">http://www.bpplats.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場にもない、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年1月30日	Growth Tree Ltd Director 田中章雄	c/o Offshore Incorporations Limited P. O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	藤田健治	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	800	668,000 (835) (注) 4	所有者の事情による
平成28年1月30日	Growth Tree Ltd Director 田中章雄	c/o Offshore Incorporations Limited P. O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	篠崎明	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	800	668,000 (835) (注) 4	所有者の事情による
平成28年1月30日	Growth Tree Ltd Director 田中章雄	c/o Offshore Incorporations Limited P. O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	宮崎琢磨	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	800	668,000 (835) (注) 4	所有者の事情による
平成28年1月30日	Growth Tree Ltd Director 田中章雄	c/o Offshore Incorporations Limited P. O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小出正明	埼玉県鶴ヶ島市	当社従業員	50	41,750 (835) (注) 4	所有者の事情による
平成28年1月30日	Growth Tree Ltd Director 田中章雄	c/o Offshore Incorporations Limited P. O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	沼田至	埼玉県さいたま市浦和区	当社従業員	50	41,750 (835) (注) 4	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年1月30日	Growth Tree Ltd Director 田中章雄	c/o Offshore Incorporations Limited P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	北島豊	東京都大田区	当社従業員	50	41,750 (835) (注)4	所有者の事情による
平成28年1月30日	Growth Tree Ltd Director 田中章雄	c/o Offshore Incorporations Limited P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	八谷聡一郎	東京都品川区	当社従業員	50	41,750 (835) (注)4	所有者の事情による
平成28年3月30日	藤田健治	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	TKS パートナーズ株式会社 代表取締役 藤田武志	東京都港区 南青山一丁目15番33号	—	800	668,000 (835) (注)4	所有者の事情による
平成29年9月20日	—	—	—	NVCC 6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 3,755 A種優先株式 △2,500 B種優先株式 △1,020	—	(注)5
平成29年9月20日	—	—	—	Globis Fund III, L.P. 常任代理人 東西総合事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 4,769 A種優先株式 △4,359	—	(注)5
平成29年9月20日	—	—	—	Globis Fund III (B), L.P. 常任代理人 東西総合事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,340 A種優先株式 △1,225	—	(注)5
平成29年9月20日	NVCC 6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	東京センチューリー株式会社 代表取締役社長 浅田 俊一	東京都千代田区神田練堀町3番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)	3,755	187,750,000 (50,000) (注)4	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年9月20日	Globis Fund III, L.P. 常任代理人東西総合事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	東京センチューリー株式会社 代表取締役社長 浅田 俊一	東京都千代田区神田練堀町3番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,709	85,450,000 (50,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年9月20日	Globis Fund III, L.P. 常任代理人東西総合事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社 Showcase Capital 代表取締役社長 永田 豊志	東京都港区赤坂三丁目21番13号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2,000	100,000,000 (50,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年9月20日	Globis Fund III, L.P. 常任代理人東西総合事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役社長 相浦 一成	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号	—	400	20,000,000 (50,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年9月20日	Globis Fund III, L.P. 常任代理人東西総合事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	NVCC 8号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	660	33,000,000 (50,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年9月20日	Globis Fund III (B), L.P. 常任代理人東西総合事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	NVCC 8号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,340	67,000,000 (50,000) (注)4	所有者の事情による
平成29年11月1日	—	—	—	Globis Fund III, L.P. 常任代理人東西総合事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 12,391 A種優先株式 △1,491 B種優先株式 △10,760	—	(注)6
平成29年11月1日	—	—	—	Globis Fund III (B), L.P. 常任代理人東西総合事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 3,485 A種優先株式 △425 B種優先株式 △3,020	—	(注)6
平成29年11月1日	—	—	—	株式会社 ネットワールド 代表取締役 森田 晶一	東京都千代田区神田神保町二丁目11番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,641 A種優先株式 △1,500	—	(注)6

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、過去の取引事例を参考に譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成29年9月20日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式8,574株につき普通株式9,380株、B種優先株式1,020株につき普通株式1,020株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
6. 平成29年11月1日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。また、その後平成29年11月14日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
7. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①
発行年月日	平成29年9月20日	平成28年3月31日
種類	普通株式	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	2,000株	普通株式 2,195株
発行価格	1株につき 50,000円(注)4	1株につき 17,000円(注)4、5
資本組入額	1株につき 25,000円	1株につき 8,500円
発行価格の総額	100,000,000円	37,315,000円
資本組入額の総額	50,000,000円	18,657,500円
発行方法	第三者割当	平成28年3月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	—

項目	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成29年3月17日	平成29年9月20日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 600株	普通株式 300株
発行価格	1株につき 26,000円(注)4、5	1株につき 50,000円(注)4、5
資本組入額	1株につき 13,000円	1株につき 25,000円
発行価格の総額	15,600,000円	15,000,000円
資本組入額の総額	7,800,000円	7,500,000円
発行方法	平成29年3月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年9月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬と



して割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 新規上場申請者が、前二項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以降1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  4. 発行価格は、類似会社比準方式及びディスカウントキャッシュフロー方式により算定された価格であります。
  5. 第3回新株予約権は退職等により従業員6名180株分の、第4回新株予約権は退職等により従業員9名90株分の、第5回新株予約権は退職等により従業員1名5株分の権利が、それぞれ喪失しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき 17,000円	1株につき 26,000円
行使期間	平成30年4月1日から 平成38年3月22日まで	平成31年3月18日から 平成39年3月14日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く）、また、定年により退職した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く）、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとする。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>③ 権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とする（ベストイング方式）。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可能とする（ベストイングにて発生する端数は切り上げ。）。</p> <p>④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く）、また、定年により退職した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く）、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとする。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>③ 権利行使可能期間において毎年度の権利行使することのできる新株予約権の数は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日後1年を経過する日までは付与された新株予約権数の1/3を限度とし、その後も1年を経過することにより1/3ずつ権利行使することのできる新株予約権の限度が増加していくものとする（ベストイング方式。なお、ベストイングにて発生する端数は切上げる。）。</p> <p>④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。

	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき 50,000円
行使期間	平成31年9月21日から 平成39年9月14日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く）、また、定年により退職した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く）、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとする。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>③ 権利行使可能期間において毎年度の権利行使することのできる新株予約権の数は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日後1年を経過する日までは付与された新株予約権数の1/3を限度とし、その後も1年を経過するごとに1/3ずつ権利行使することのできる新株予約権の限度が増加していくものとする（ベストタイミング方式。なお、ベストタイミングにて発生する端数は切上げる。）。</p> <p>④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。

7. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の内容を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
東京センチュリー株式会社 代表取締役社長 浅田 俊一 資本金 34,231百万円	東京都千代田区神田練堀町 3番地	情報関連機器、通信機器、各種機械設備、輸送用機器の賃貸・割賦販売事業	2,000	100,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 東京センチュリー株式会社は、当該第三者割当により特別利害関係者等(当社大株主上位10名)に該当しております。

2. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
藤田健治	東京都港区	会社役員	500	8,500,000 (17,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名)
篠崎明	東京都豊島区	会社役員	250	4,250,000 (17,000)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)
宮崎琢磨	東京都千代田区	会社役員	250	4,250,000 (17,000)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)
山本充孝	東京都世田谷区	会社員	250	4,250,000 (17,000)	当社従業員
花輪正一	東京都西東京市	会社員	200	3,400,000 (17,000)	当社従業員
岩澤英樹	埼玉県志木市	会社員	80	1,360,000 (17,000)	当社従業員
片山美枝子	東京都江戸川区	会社員	80	1,360,000 (17,000)	当社従業員
小出正明	埼玉県鶴ヶ島市	会社員	80	1,360,000 (17,000)	当社従業員
沼田至	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	80	1,360,000 (17,000)	当社従業員
北島豊	東京都大田区	会社員	80	1,360,000 (17,000)	当社従業員
宍戸ひとみ	東京都足立区	会社員	20	340,000 (17,000)	当社従業員
妹尾良祐	千葉県市川市	会社員	20	340,000 (17,000)	当社従業員
真島新	東京都八王子市	会社員	20	340,000 (17,000)	当社従業員
酒井健司郎	埼玉県所沢市	会社員	20	340,000 (17,000)	当社従業員
生杉直也	東京都杉並区	会社員	20	340,000 (17,000)	当社従業員
熱田嘉宏	千葉県千葉市若葉区	会社員	20	340,000 (17,000)	当社従業員
藤原将朗	東京都杉並区	会社員	20	340,000 (17,000)	当社従業員
武田麻里	東京都目黒区	会社員	5	85,000 (17,000)	当社従業員
河合海帆子	東京都江東区	会社員	5	85,000 (17,000)	当社従業員
塚田恵未	神奈川県横浜市旭区	会社員	5	85,000 (17,000)	当社従業員
立花美紀	東京都渋谷区	会社員	5	85,000 (17,000)	当社従業員
枝廣菜穂	千葉県我孫子市	会社員	5	85,000 (17,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職により新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。  
 2. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
花輪正一	東京都西東京市	会社員	50	1,300,000 (26,000)	当社従業員
沼田至	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	50	1,300,000 (26,000)	当社従業員
山本充孝	東京都世田谷区	会社員	50	1,300,000 (26,000)	当社従業員
大山孝之	千葉県市川市	会社員	50	1,300,000 (26,000)	当社従業員
岩澤英樹	埼玉県志木市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
片山美枝子	東京都江戸川区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
小出正明	埼玉県鶴ヶ島市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
宍戸ひとみ	東京都足立区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
妹尾良祐	千葉県市川市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
真島新	東京都八王子市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
北島豊	東京都大田区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
酒井健司郎	埼玉県所沢市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
武田麻里	東京都目黒区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
生杉直也	東京都杉並区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
河合海帆子	東京都江東区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
熱田嘉宏	千葉県千葉市若葉区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
塚田恵未	神奈川県横浜市旭区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
立花美紀	東京都渋谷区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
藤原将朗	東京都杉並区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
枝廣菜穂	千葉県我孫子市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
田邊賢太郎	東京都立川市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
石毛悠	東京都目黒区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
安藤沙輝	東京都品川区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
古川隆宏	東京都足立区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
西村達也	神奈川県横浜市栄区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
渡辺桃子	東京都千代田区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
神津望	神奈川県横浜市泉区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
津嶋友絵	埼玉県所沢市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
岡田晃	東京都練馬区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大谷憲監	福岡県北九州市八幡西区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
秋鹿眞由子	埼玉県川口市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
安部勲	福岡県糟屋郡新宮町	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
伊東亜希子	東京都世田谷区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
佐々木伶菜	千葉県船橋市	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員
新田宜範	東京都世田谷区	会社員	10	260,000 (26,000)	当社従業員

(注) 1. 退職により新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。

2. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
新田宜範	東京都世田谷区	会社員	90	4,500,000 (50,000)	当社従業員
真島新	東京都八王子市	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
妹尾良祐	千葉県市川市	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
生杉直也	東京都杉並区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
熱田嘉宏	千葉県千葉市若葉区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
藤原将朗	東京都杉並区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
古川隆宏	東京都足立区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
大谷憲監	福岡県北九州市八幡西区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
安部勲	福岡県糟屋郡新宮町	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
佐々木剛	東京都大田区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
三橋大二郎	千葉県船橋市	会社員	15	750,000 (50,000)	当社従業員
日野真梨子	福岡県飯塚市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
遠藤海佑	神奈川県横浜市港北区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
小林亜里沙	埼玉県さいたま市南区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
田邊賢太郎	東京都立川市	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
石毛悠	東京都目黒区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
西村達也	神奈川県横浜市栄区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
渡辺桃子	東京都千代田区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
岡田晃	東京都練馬区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員

(注) 1. 退職により新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。

2. 平成29年10月12日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月30日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。



3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
Globis Fund III, L.P. (注) 1	P0 Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	247,820	22.20
藤田健治 (注) 1、2	東京都港区	170,000 (26,000)	15.23 (2.33)
東京センチュリー株式会社 (注) 1	東京都千代田区神田練塀町3番地	160,000	14.33
篠崎明 (注) 1、3	東京都豊島区	101,000 (13,000)	9.05 (1.16)
宮崎琢磨 (注) 1、3	東京都千代田区	101,000 (13,000)	9.05 (1.16)
Globis Fund III (B), L.P. (注) 1	P0 Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	69,700	6.24
株式会社Showcase Capital (注) 1	東京都港区赤坂三丁目21番13号	40,000	3.58
NVCC 8号投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	40,000	3.58
株式会社ネットワーク (注) 1	東京都千代田区神田神保町二丁目11番 15号	32,820	2.94
Growth Tree Ltd (注) 1	c/o Offshore Incorporations Limited P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	20,000	1.79
花輪正一 (注) 3	東京都西東京市	19,000 (9,000)	1.70 (0.81)
TKSパートナーズ株式会社 (注) 6	東京都港区南青山一丁目15番33号	16,000	1.43
岩澤英樹 (注) 5	埼玉県志木市	15,800 (5,800)	1.42 (0.52)
片山美枝子 (注) 5	東京都江戸川区	15,800 (5,800)	1.42 (0.52)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	10,720	0.96
任力	東京都杉並区	10,000	0.90
GMOペイメントゲートウェイ 株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号	8,000	0.72
小出正明 (注) 5	埼玉県鶴ヶ島市	6,800 (5,800)	0.61 (0.52)
山本充孝 (注) 5	東京都世田谷区	6,400 (6,000)	0.57 (0.54)
沼田至 (注) 5	埼玉県さいたま市南区	3,800 (2,800)	0.34 (0.25)
北島豊 (注) 5	東京都大田区	2,800 (1,800)	0.25 (0.16)
新田宜範 (注) 5	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.18 (0.18)
真島新 (注) 5	東京都八王子市	1,700 (1,700)	0.15 (0.15)
妹尾良祐 (注) 5	千葉県市川市	1,700 (1,700)	0.15 (0.15)
大山孝之 (注) 5	千葉県市川市	1,400 (1,000)	0.13 (0.09)
宍戸ひとみ (注) 5	東京都足立区	1,400 (1,400)	0.13 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
生杉直也 (注) 5	東京都杉並区	900 (900)	0.08 (0.08)
熱田嘉宏 (注) 5	千葉県千葉市若葉区	900 (900)	0.08 (0.08)
藤原将朗 (注) 5	東京都杉並区	900 (900)	0.08 (0.08)
酒井健司郎 (注) 5	埼玉県所沢市	600 (600)	0.05 (0.05)
古川隆宏 (注) 5	東京都足立区	500 (500)	0.04 (0.04)
大谷憲監 (注) 5	福岡県北九州市八幡西区	500 (500)	0.04 (0.04)
安部勲 (注) 5	福岡県糟屋郡新宮町	500 (500)	0.04 (0.04)
IVP Advisory Co., Ltd.	P0 Box 309, Uglan House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	420	0.04
武田麻里 (注) 5	東京都目黒区	300 (300)	0.03 (0.03)
河合海帆子 (注) 5	東京都江東区	300 (300)	0.03 (0.03)
塚田恵未 (注) 5	神奈川県横浜市旭区	300 (300)	0.03 (0.03)
立花美紀 (注) 5	東京都渋谷区	300 (300)	0.03 (0.03)
枝廣菜穂 (注) 5	千葉県我孫子市	300 (300)	0.03 (0.03)
田邊賢太郎 (注) 5	東京都立川市	300 (300)	0.03 (0.03)
石毛悠 (注) 5	東京都目黒区	300 (300)	0.03 (0.03)
西村達也 (注) 5	神奈川県横浜市栄区	300 (300)	0.03 (0.03)
渡辺桃子 (注) 5	東京都千代田区	300 (300)	0.03 (0.03)
岡田晃 (注) 5	東京都練馬区	300 (300)	0.03 (0.03)
佐々木剛 (注) 5	東京都大田区	300 (300)	0.03 (0.03)
三橋大二郎 (注) 5	千葉県船橋市	300 (300)	0.03 (0.03)
斉藤純一 (注) 4	千葉県船橋市	200	0.02
安藤沙輝 (注) 5	東京都品川区	200 (200)	0.02 (0.02)
神津望 (注) 5	神奈川県横浜市泉区	200 (200)	0.02 (0.02)
津嶋友絵 (注) 5	埼玉県所沢市	200 (200)	0.02 (0.02)
秋鹿眞由子 (注) 5	埼玉県川口市	200 (200)	0.02 (0.02)
伊東亜希子 (注) 5	東京都世田谷区	200 (200)	0.02 (0.02)
佐々木伶菜 (注) 5	千葉県市川市	200 (200)	0.02 (0.02)
日野真梨子 (注) 5	福岡県飯塚市	200 (200)	0.02 (0.02)
遠藤海佑 (注) 5	神奈川県横浜市港北区	200 (200)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
小林亜里沙(注) 5	埼玉県さいたま市南区	200 (200)	0.02 (0.02)
計	—	1,116,480 (107,000)	100.00 (9.58)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)  
2. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)  
3. 特別利害関係者等(当社取締役)  
4. 特別利害関係者等(当社監査役)  
5. 当社従業員  
6. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)  
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
8. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

ビーブラッツ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	山	太	一	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビーブラッツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビーブラッツ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

ビーブラッツ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 淡 島 國 和 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 山 太 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビーブラッツ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビーブラッツ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月20日

ビーブラッツ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 淡 島 國 和 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 山 太 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているビーブラッツ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ビーブラッツ株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

